

静岡県地域防災計画新旧対照表（案）

一般対策編	1 ページ－32 ページ
地震対策編	33 ページ－73 ページ
原子力対策編	74 ページ－86 ページ

平成18年6月16日

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
全般	<p>市町村</p> <p>第1章 総論</p> <p>1 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 略</p> <p>1 指定地方行政機関 略</p> <p>(2) 総務省東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理 イ 災害地域における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 略</p> <p>オ 各種非常通信訓練の実施又は指導 カ 非常通信協議会の育成指導</p> <p>2 (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所） 災害時における財務金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。 略</p> <p>(5) 厚生労働省静岡労働局 略</p> <p>ウ 被災事業場用救急薬品の確保等援助措置 エ 略 オ 略 略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p>	<p>市町</p> <p>第1章 総論</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 略</p> <p>1 指定地方行政機関 略</p> <p>(2) 総務省東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 略</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>(3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所） 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。 略</p> <p>(5) 厚生労働省静岡労働局 略</p> <p><u>(削除)</u> ウ 略 エ 略 略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
3	<p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(14) <u>国土交通省中部地方整備局（旧第五港湾建設局）</u></p> <p>ア <u>災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施</u></p> <p>イ <u>災害時の緊急物資及び人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施</u></p> <p>ウ <u>港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p> <p>エ <u>海上の流出油災害に対する防除等の措置</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 第三管区海上保安本部</p> <p>略</p> <p>イ <u>災害時における海上交通の規制、海上警戒区域の設定</u></p> <p>略</p>	<p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p><u>(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 第三管区海上保安本部</p> <p>略</p> <p>イ <u>海上における船舶交通の安全確保</u></p> <p>略</p>
4	<p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(4) 日本銀行</p> <p><u>現地の実情を速やかに調査し、関係機関（財務局、財務事務所、金融機関等）と連絡、協議のうえ、必要に応じ次のような金融上の措置を実施する。</u></p> <p>ア <u>現地金融機関の預貯金払等所要現金確保のための措置</u></p> <p>イ <u>被災金融機関の早期営業開始及び現地金融機関の営業時間延長、休日臨時営業等についての要請</u></p> <p>ウ <u>金融機関相互による次の申し合わせ実施のための要請</u></p> <p>(ア) <u>被災者の預貯金について実情に即する簡易な確認方法による払戻及び定期預金等の期限前解約</u></p>	<p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(4) 日本銀行</p> <p><u>ア 通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p><u>イ 輸送、通信手段の確保</u></p> <p><u>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p><u>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p><u>オ 各種措置に関する広報</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
4	<p>(イ) <u>手形交換については、交換開始時刻及び交換戻決済時刻の変更、不渡手形返還時限の延長、郵便物延着等不可抗力による呈示期間を経過した手形の交換持出の承認及び一定日までの被災関係手形に対して不渡処分措置の猶予</u></p> <p>(ウ) <u>災害関係融資についての実情に即した措置</u></p> <p>エ <u>損傷銀行券引換えのための措置</u></p> <p>略</p> <p>(7) <u>日本道路公団</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(7) <u>中日本高速道路株式会社</u></p> <p>略</p>
5	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>略</p> <p>(2) 都市ガス会社、社団法人静岡県<u>プロパン</u>ガス協会</p> <p>略</p> <p>(7) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</p> <p>略</p> <p>イ <u>検視</u>（社団法人静岡県薬剤師会を除く。）</p> <p>略</p>	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>略</p> <p>(2) 都市ガス会社、社団法人静岡県<u>エルピー</u>ガス協会</p> <p>略</p> <p>(7) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</p> <p>略</p> <p>イ <u>検案</u>（社団法人静岡県薬剤師会を除く。）</p> <p>略</p>
7	<p>第4節 県の自然条件</p> <p>(表) <u>河状係数</u></p> <p>_____</p>	<p>第4節 県の自然条件</p> <p>(表) <u>(削除)</u></p> <p><u>(平均流量はH16年データ)</u></p>
9	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>略</p> <p>(9) 天竜川流域(一級河川)</p> <p>天竜川は県下の最大河川であるが、<u>下流部は築堤、護岸が既成しており、一応洪水の危険は少ない。</u></p> <p><u>しかし、上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は堤防高不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</u></p> <p>略</p>	<p>第6節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>略</p> <p>(9) 天竜川流域(一級河川)</p> <p>天竜川は県下の最大河川で、<u>下流部の築堤は概成しているが、流下能力不足の河道区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。</u></p> <p>上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は堤防高不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 1	<p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ 「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が <u>1,511</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>167</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,004</u> 箇所（いずれも平成 <u>15</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 （資料編 4-2-1～4-2-3 参照）</p> <p>略</p> <p>8 原子力災害</p>	<p>4 土石流・地すべり・がけ崩れ 「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地が <u>1,539</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>173</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,077</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>178</u> 箇所（いずれも平成 <u>17</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編 4-2-1～4-2-4 参照）</p> <p>略</p> <p>8 原子力災害</p>
1 2	<p>略</p> <p><u>相良町</u></p>	<p>略</p> <p><u>牧之原市</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
13	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画 略</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,862.8km、要整備延長は1,884kmである。(平成16年3月31日現在)これに対し、県は平成9年度から平成15年度にかけての国の(第9次)治水事業7か年計画(平成10年1月30日閣議決定、総額24兆円)に沿って整備を図った。平成17年度は、平成15年度に策定された社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に基づき整備を促進する。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画 略</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,862.8km、要整備延長は<u>1,885.7</u>kmである。(平成17年3月31日現在)これに対し、県は平成9年度から平成15年度にかけての国の(第9次)治水事業7か年計画(平成10年1月30日閣議決定、総額24兆円)に沿って整備を図った。平成18年度は、平成15年度に策定された社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に基づき整備を促進する。</p> <p><u>3 浸水想定区域の指定と周知</u></p> <p><u>(1) 県</u></p> <p><u>県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町</u></p> <p><u>市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、市町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 4	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画 県営の港湾海岸の総延長は83.5km、県営漁港の総延長は37.3kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、港湾にあつては清水港ほか4港(延長25.4km)、県営漁港にあつては焼津漁港ほか4港(3.4km)である。 略</p> <p>第4節 道路、橋梁災害防除計画 略</p> <p>第5節 砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画 1 砂防事業 砂防工事は、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図って河床の安定を期するとともに、土石流発生のおそれのある溪流について、砂防指定地とし、計画的に砂防堰堤等の建設を実施し、国土の保全を図る。 略</p>	<p><u>確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画 県営の港湾海岸の総延長は81.7km、県営漁港の総延長は37.3kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、港湾にあつては清水港ほか5港(延長14.6km)、県営漁港にあつては焼津漁港ほか4港(3.4km)である。 略 <u>港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>第4節 道路、橋梁災害防除計画 略 <u>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>第5節 砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画 1 砂防事業 砂防工事は、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図って河床の安定を期するとともに、土石流発生のおそれのある溪流について、砂防指定地とし、計画的に砂防<u>えん堤</u>等の建設を実施し、国土の保全を図る。 略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
14	<p>2 地すべり対策事業</p> <p>・地すべり防止区域</p> <p>国土交通省所管 <u>64</u>箇所 <u>1,682.84</u>ha</p> <p>林野庁所管 <u>45</u>箇所 <u>1,916.28</u>ha</p> <p>計 <u>167</u>箇所 <u>6,012.79</u>ha</p>	<p>2 地すべり対策事業</p> <p>・地すべり防止区域 <u>(平成18年4月1日現在)</u></p> <p>国土交通省所管 <u>67</u>箇所 <u>1,754.27</u>ha</p> <p>林野庁所管 <u>48</u>箇所 <u>1,939.61</u>ha</p> <p>計 <u>173</u>箇所 <u>6,107.55</u>ha</p>
15	<p>4 総合的な土砂災害対策</p> <p>略</p> <p>市町村は土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定める。</p> <p>また、土砂災害ハザードマップの配付や危険箇所表示板の設置を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを構築する。</p> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>略</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区 <u>3,315</u>箇所（民有林 <u>3,276</u>箇所、国有林 39箇所）、山腹崩壊危険地区 <u>2,594</u>箇所（民有林 <u>2,587</u>箇所、国有林 7箇所）、地すべり危険地区 <u>93</u>箇所（すべて民有林）、合計 <u>6,002</u>箇所（民有林 <u>5,956</u>箇所、国有林 46箇所）で内訳は資料編（4-3-3～4-3-5）のとおりである。</p>	<p>4 総合的な土砂災害対策</p> <p>略</p> <p>市町は土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を市町地域防災計画に定める。</p> <p><u>市町は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>また、土砂災害ハザードマップの配付や危険箇所表示板の設置を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを構築する。</p> <p>第6節 治山災害防除計画</p> <p>略</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区 <u>3,356</u>箇所（民有林 <u>3,317</u>箇所、国有林 39箇所）、山腹崩壊危険地区 <u>2,607</u>箇所（民有林 <u>2,600</u>箇所、国有林 7箇所）、地すべり危険地区 <u>94</u>箇所（すべて民有林）、合計 <u>6,057</u>箇所（民有林 <u>6,011</u>箇所、国有林 46箇所）で内訳は資料編（4-3-3～4-3-5）のとおりである。</p> <p><u>3 総合的な山地災害対策</u></p> <p><u>県及び市町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備と行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 6	第9節 通信施設等整備改良計画 略 2 通信設備の防災対策 略 (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用無線装置、非常用電源車等を配備している。 略	第9節 通信施設等整備改良計画 略 2 通信設備の防災対策 略 (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備している。 略
1 7		<p><u>6 被災者等への情報伝達手段の整備</u> 県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> 略
1 8	第11節 火災予防計画 略 2 消防体制の整備 略	第11節 火災予防計画 略 2 消防体制の整備 略 <p><u>(7) 緊急消防援助隊の受援体制</u> 県及び市町は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。</p> 略
2 1	第15節 防災知識の普及計画 1 主旨 災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、おおむね次により行うものとする。	第15節 防災知識の普及計画 1 主旨 災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、おおむね次により行うものとする。 <p><u>教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
<p>2 1</p> <p>2 2</p>	<p>2 普及の方法 略</p> <p>(4) 映画、スライド、講演会等による普及 防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を<u>適宜</u>開催しその普及を図る。 略</p>	<p><u>また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 普及の方法 略</p> <p>(4) 映画、スライド、講演会等による普及 <u>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、</u>防災関係者並びに県民等に対し、映画、スライド、講演会を開催しその普及を図る。 略</p> <p><u>第17節 住民の避難誘導體制</u></p> <p><u>1 主旨</u> 市町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</p> <p><u>2 避難誘導體制の概要</u></p> <p><u>(1) マニュアルの作成</u> 市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</p> <p><u>(2) 計画の作成及び訓練の実施</u> 市町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
24	<p>第17節 防災訓練</p> <p>1 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。</p> <p>総合防災訓練では、災害時要援護者に配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p><u>(3) 警戒避難基準の設定</u> 市町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。県は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を国から受け市町に伝えるものとする。</p> <p><u>(4) 避難誘導體制の整備</u> 市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。</p> <p>第18節 防災訓練</p> <p>1 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関<u>並びに水防協力団体</u>、自主防災組織、<u>非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等</u>の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。</p> <p>また、総合防災訓練では、<u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等</u>災害時要援護者に<u>十分</u>配慮した訓練を実施し、災害時要援護者を<u>支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
24	<p>4 非常通信訓練 災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、<u>無線による通信訓練</u>を実施する。 略</p>	<p>4 非常通信訓練 災害時において、災害地から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、<u>通信訓練</u>を実施する。 略</p>
25	<p>第18節 自主防災組織の育成 略 4 研修会等の開催 県及び市町村は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。 略</p>	<p>第19節 自主防災組織の育成 略 4 研修会等の開催 県及び市町村は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> 略</p>
	<p>第19節 事業所等の自主的な防災活動 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。事業所等における自主防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</p> <p>(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等</p>	<p>第20節 事業所等の自主的な防災活動 <u>1 事業所等の自主的な防災活動</u> 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、<u>地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。</u>このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。<u>また、災害時の事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。</u> 事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</p> <p>(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
26	<p>(7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保</p> <p>第20節 ボランティア活動に関する計画 1 ボランティア活動の支援 県は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>第21節 災害時要援護者支援計画 1 主旨 高齢者、障害のある人、乳幼児、傷病者及び外国人等の災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備 (1) 災害時要援護者支援体制 市町村は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるようにしておく。 地域においては、市町村のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p>	<p>(7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 <u>(9) 予想被害からの復旧計画策定</u> <u>(10) 各計画の点検・見直し</u></p> <p><u>2 事業所の防災力向上の促進</u> <u>県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>第21節 ボランティア活動に関する計画 1 ボランティア活動の支援 県は、<u>社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）</u>等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>第22節 災害時要援護者支援計画 1 主旨 高齢者、障害のある人、乳幼児、<u>妊産婦</u>、傷病者及び外国人等の災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備 (1) 災害時要援護者支援体制 市町は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるようにしておく。<u>このため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
26	<p>また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。</p> <p>ウ 福祉関係者、福祉関係団体 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、障害者団体等</p> <p>略</p> <p>(2) 災害時要援護者の把握 市町村は、発災時の適切な対応に役立てるため、自主防災組織において要介護者台帳を整備し、災害時要援護者の状況の把握に努める。</p> <p>略</p>	<p><u>めるものとする。</u></p> <p>地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <p>また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。</p> <p>ウ 福祉関係者、福祉関係団体 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、<u>介護保険制度関係者</u>、障害者団体等</p> <p>略</p> <p>(2) 災害時要援護者の把握 市町は、発災時の適切な対応に役立てるため、自主防災組織において要<u>援護者</u>台帳を整備し、災害時要援護者の状況の把握に努める。</p> <p>略</p> <p><u>(6) 情報伝達</u> <u>市町は、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>第23節 救助・救急活動に関する計画</u> <u>1 救助隊の整備</u> <u>市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</u></p> <p><u>第24節 応急仮設住宅等</u> <u>(1) 県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</u> <u>(2) 県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
36	<p>2 災害救助法の適用基準 略</p> <p>(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が資料編（20-1-1）の世帯数以上である<u>こと</u>。 略</p> <p>(3) 県の区域内において、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した<u>こと</u>。 (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた<u>こと</u>。 略</p> <p>第7節 避難救出計画 1 主旨 この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、<u>「災害救助法」に基づいて行う</u>県の実施事項を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 避難 市町村長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地域の住民に対して避難のための立退きの勧告、又は指示をするものとする。 略</p>	<p>2 災害救助法の適用基準 略</p> <p>(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が資料編（20-1-1）の世帯数以上である<u>とき</u>。 略</p> <p>(3) 県の区域内において、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した<u>とき</u>。 (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた<u>とき</u>。 略</p> <p>第7節 避難救出計画 1 主旨 この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、<u>県の実施事項</u>を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 避難 市町長は、火災、山崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地域の住民に対して避難のための<u>準備情報の提供</u>や立退きの勧告又は指示をするものとする。<u>特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。</u> 略</p> <p><u>(3) 安否確認</u> <u>安否確認の実施にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 災害時要援護者の避難支援</u> <u>市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
3 6	<p>(3) 避難所の安全管理 略 ク 避難所の運営に当たっては災害時要援護者等に配慮するものとする。</p>	<p>(5) 避難所の安全管理 略 ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保</u>等に配慮するものとする。</p>
3 7	<p>(4) 避難所の場所 市町村別の避難所は資料編（13-2-6）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。</p>	<p>(6) 避難所の場所 <u>市町別の避難所は資料編（13-2-6）のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p>
3 7	<p>(5) 福祉避難所、2次的避難所 略 5 災害救助法に基づく県の実施要項 略 (2) り災者の救出 略 ウ 実施期間 災害発生の日から3日以内</p>	<p>(7) 福祉避難所、2次的避難所 略 <u>(8) 避難場所の早期解消</u> <u>県及び市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u> 5 災害救助法に基づく県の実施要項 略 (2) り災者の救出 略 ウ 実施期間 災害発生の日から3日以内 <u>ただし、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
38	<p>第8節 食糧供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により、日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、「災害救助法」に基づいて行う県の実施事項と市町村長の要請に基づいて行う県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p>第8節 食糧供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、<u>県の実施事項</u>を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>
39	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため「災害救助法」に基づいて行う県の実施事項と、その他市町村長の要請に基づいて行う実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため、<u>県の実施事項</u>を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>
40	<p>第10節 給水計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県及び市町村の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p>第10節 給水計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために県及び市町村の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>略</p>
41	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、「災害救助法」の規定に基づいて行う県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、<u>県の実施事項</u>を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
4 2	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、「災害救助法」の規定に基づいて行う県の実施事項と、<u>その他市町村の要請に基づいて行う県の実施事項</u>を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p><u>6 災害時要援護者への配慮</u></p> <p><u>応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>7 住宅の応急復旧活動</u></p> <p><u>県及び市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</u></p> <p>第12節 医療助産計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、<u>県及び市町の実施事項</u>を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>
4 3	<p>3 市町村長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への応援班の派遣</p> <p>略</p> <p>(2) <u>静岡県医薬品卸協同組合、静岡県医科器械協会及び社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん</u> 資料編（14-3-1）</p> <p>略</p>	<p>3 市町村長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への応援班の派遣、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の編成及び要請</u></p> <p>略</p> <p>(2) <u>静岡県医薬品卸業協会</u>、静岡県医科器械協会及び社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん 資料編（14-3-1）</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
4 3	<p>5 医療救護活動の実施</p> <p>多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。</p> <p>略</p>	<p>5 医療救護活動の実施</p> <p><u>県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。</u></p> <p>多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。</p> <p>略</p> <p><u>6 健康への配慮</u></p> <p><u>特に、高齢者、障害のある人等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u></p> <p><u>県及び市町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p>
4 3	<p>第13節 防疫計画</p> <p>略</p> <p>3 市町村長の実実施時校及び要請事項</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>略</p>	<p>第13節 防疫計画</p> <p>略</p> <p>3 市町長の実実施時校及び要請事項</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>略</p> <p><u>ク 保健所を設置する市は、県の実実施事項(1)のア及びイに定める措置をとる。</u></p> <p>略</p>
4 4	<p>第15節 死体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、「災害救助法」に基づいて県が行う実施事項、その他市町村長の要請に基づいて行う県の実施事項を定め、死体の搜索、処理及び埋葬に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p>第15節 死体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死体識別等のために遺体の処理及び埋葬ができない者に対して、<u>県の実実施事項</u>を定め、死体の搜索、処理及び埋葬に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
4 5	<p>第16節 障害物防除計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、「災害救助法」の規定に基づいて県の行う実施事項と、その他市町村長の要請に基づいて行う県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>	<p>第16節 障害物防除計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、<u>県の実施事項</u>を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。</p> <p>略</p>
4 6	<p>第17節 輸送計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 海上輸送</p> <p>ア 輸送方法</p> <p>(ア) <u>防災船その他の県有船舶</u></p> <p>略</p> <p>ウ 鉄道の利用</p> <p>(連絡表)</p>	<p>第17節 輸送計画</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 海上輸送</p> <p>ア 輸送方法</p> <p>(ア) <u>県有船舶</u></p> <p>略</p> <p>ウ 鉄道の利用</p> <p><u>(連絡表の削除)</u></p>
4 8	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>交通施設に係る災害に際して、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>略</p> <p>3 県公安委員会の実施事項</p> <p>略</p>	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>1 主旨</p> <p>交通施設に係る災害に際して、<u>県知事</u>、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>略</p> <p>3 <u>県知事又は</u>県公安委員会の実施事項</p> <p>略</p>
4 9	<p>第19節 応急教育計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により学用品を失った者に対する「災害救助法」に基づく応急的な学用品の給与に関する県の実施事項、文教施設の被害に対する<u>県の実施事項</u>及びその他市町村長の要請に基づいて行う県の実施事項を定め、<u>小・中学校等の児童生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。</u></p>	<p>第19節 応急教育計画</p> <p>1 主旨</p> <p>この計画は、<u>災害</u>により学用品を失った者や文教施設の被害に対する<u>県の実施事項</u>を定め、<u>小学校児童、中学校・高等学校</u>生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
4 9	<p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (1) 学用品の給与を受ける者 住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又は はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、聾学校及び 養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）</p>	<p>2 災害救助法に基づく県の実施事項 (1) 学用品の給与を受ける者 住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又は はき損し、就学上支障のある小学校児童、<u>中学校及び高等学校</u>生徒（盲学校、 聾学校及び養護学校の小学部児童、<u>中学部及び高等部</u>生徒を含む。）</p>
5 2	<p>第21節 県警察災害警備計画 略</p> <p>4 災害警備本部等の設置 略</p> <p>(2) 警察署 ア 署災害警備準備室 準備体制が発令された場合に設置する（各警備地域別。津波注意報の場合は 沿岸 <u>21</u> 署）。</p> <p>イ 署災害警戒警備本部 警戒体制が発令された場合に設置する（各警備地域別。津波警報の場合は沿 岸 <u>21</u> 署）。</p>	<p>第21節 県警察災害警備計画 略</p> <p>4 災害警備本部等の設置 略</p> <p>(2) 警察署 ア 署災害警備準備室 準備体制が発令された場合に設置する（各警備地域別。津波注意報の場合は 沿岸 <u>20</u> 署）。</p> <p>イ 署災害警戒警備本部 警戒体制が発令された場合に設置する（各警備地域別。津波警報の場合は沿 岸 <u>20</u> 署）。</p>
5 3	<p>第23節 水防計画 略</p>	<p>第23節 水防計画 略</p>
5 4	<p>2 水防組織 略</p> <p>(注)水防区長は土木事務所長とする。</p> <p>3 指定水防管理団体 「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある<u>もの</u>で、 知事の指定した資料編（<u>3-23-1</u>）の市町村又は組合をいう。 なお、水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会 を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事の承認を 受けなければならない。当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該 団体である市町村の市町村防災会議に諮って水防計画を定め、知事に協議し</p>	<p>2 水防組織 略</p> <p>(注)水防区長は土木事務所長とする。<u>各土木事務所の区域は資料編（6-1） のとおり。</u></p> <p>3 指定水防管理団体 「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある<u>水防管 理団体</u>で、知事の指定した資料編（<u>6-2</u>）の市町村又は組合をいう。 なお、<u>指定</u>水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協 議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事の承 認を受けなければならない。当該団体の水防協議会を設置しない場合には、 当該団体である市町村の市町村防災会議に諮って水防計画を定め、知事に協</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
5 4	<p>なければならない。</p> <p>5 水防に関する予警報</p> <p>(1) 「水防活動」の気象注意報、気象警報等は、静岡地方気象台から発表される大雨注意報、大雨警報、高潮注意報、高潮警報、洪水注意報及び洪水警報をもって代えるものとし、知事はこれを受領したときは、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 指定河川に対する洪水予報</p> <p>指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川、狩野川及び太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川に洪水予報が発表されて、関係機関より予報の通知を受けたとき、知事は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。また、知事は県管理河川の指定河川である太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁と共同して、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(3) 指定河川に対する水防警報</p> <p>指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川及び狩野川に水防警報が発表され、関係機関よりその通知を受けたとき、知事はその通知に係る事項を関係水防管理者その他水防関係機関に通知するものとする。また、知事は県管理河川の指定河川である都田川、太田川、瀬戸川、潤井川について、水防警報を発表しなければならない。</p>	<p>議しなければならない。</p> <p>5 水防に関する予警報</p> <p>(1) 「水防活動」の気象注意報、気象警報等は、静岡地方気象台から発表される大雨注意報、大雨警報、高潮注意報、高潮警報、洪水注意報及び洪水警報をもって代えるものとし、<u>これを受領したとき知事は</u>、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>(2) <u>洪水予報</u></p> <p><u>流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、県が気象台と共同して洪水予報を発表する。洪水予報が発表された場合、または県と共同で発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、または、その水位を越える洪水となることが予想される時、気象庁と共同で洪水注意報、洪水警報を発表し、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について洪水情報を適宜発表する。洪水予報河川及び区域は、資料編（6-4）のとおりである</u></p> <p>(3) <u>水防警報</u></p> <p><u>洪水または、高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川または海岸において指定した河川または海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して県が水防警報を発表する。水防警報が発表された場合、または県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が定められた警戒水位に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。水防警報発令河川及び区域は、資料編（6-5）のとおりである。</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
54	<p>(4) 水位の観測及び通報 ア 水位の観測 資料編（6-2）水位観測所一覧表により行うものとする。</p> <p>イ 各水防区長は、水位が資料編の水位観測所一覧表に掲げる通報水位、警戒水位に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。 なお、水防区長は資料編（6-3）のうち、知事が行うものについては速やかに別記連絡系統により水防本部長に通報するものとする。</p> <p>6 洪水警報 (1) 洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、または、その水位を越える洪水となることが予想されるとき、気象庁と共同で洪水注意報、洪水警報を発表し、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について洪水情報を適宜発表する。 (2) 洪水予報河川及び区域は、資料編（6-4）のとおりである。</p>	<p><u>(4) 特別警戒水位の水位到達情報</u> 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、特別警戒水位という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が通知された場合、または県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。特別警戒水位とは、警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。特別警戒水位の水位到達情報河川及び区域は、資料編（6-6）のとおりである。</p> <p>(5) 水位の観測及び通報 ア 水位及び雨量の観測 水位については資料編（6-3）（5-4-4）、雨量については資料編（5-4-2）（5-4-3）により行うものとする。</p> <p>イ 各水防区長は、水位が資料編の水位観測所一覧表に掲げる通報水位、警戒水位に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。 <u>(削除)</u></p> <p><u>ウ 県は雨量、水位、潮位等の情報等を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図り、リアルタイムで提供する情報共有ネットワークの構築に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
55	<p><u>7 水防警報</u> <u>(1)水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が定められた警戒水位に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。</u> <u>(2)水防警報発令河川及び区域は、資料編（6-4）のとおりである。</u></p> <p><u>8 通信連絡系統</u> <u>(1)水防警報連絡系統図 資料編（6-5-1）</u> <u>(2)水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図 資料編（6-5-2）</u> <u>(3)水位通報系統図 資料編（6-5-3）</u></p> <p><u>9 県の非常配備体制</u> <u>県水防本部及び水防区の非常配備体制は、次のとおりである。</u></p> <p>第1次非常配備体制 <u>少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</u> 第2次非常配備体制 <u>所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制</u> 第3次非常配備体制 <u>所属人員全員を動員する完全な水防体制</u></p> <p><u>10 水防管理団体の水防計画</u> <u>略</u> <u>(5) 水防信号</u></p> <p><u>11</u> <u>12 水防資機材の整備及び調達あっせん</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>6 通信連絡系統</u> <u>(1) 削除</u> <u>(1) 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図 資料編（6-7）</u> <u>(2) 水位通報系統図 資料編（6-8）</u></p> <p><u>7 県の配備体制</u> <u>県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。</u> <u>第1次事前配備 各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制</u> <u>第2次事前配備 各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制</u> 第1次非常配備体制 <u>水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</u> 第2次非常配備体制 <u>所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制</u> 第3次非常配備体制 <u>所属人員全員を動員する完全な水防体制</u></p> <p><u>8 水防管理団体の水防計画</u> <u>略</u> <u>(5) 水防信号 資料編（6-9）</u></p> <p><u>9 水防区域の危険箇所</u> <u>10 水防資機材の整備及び調達</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
5 6	<p>第 24 節 応援協力協定 略 (4) <u>日本赤十字奉仕団</u>への協力要請 略</p> <p>第 25 節 ボランティア活動支援計画 略 (1) 県 ア 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、<u>静岡県ボランティアセンター・静岡県ボランティア協会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター</u>等で構成する。</p>	<p>第 24 節 応援協力協定 略 (4) <u>赤十字奉仕団</u>への協力要請 略</p> <p>第 25 節 ボランティア活動支援計画 略 (1) 県 ア 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用 <u>(7) 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</u> <u>(イ) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</u> <u>(ウ) 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</u></p>
5 7	<p>イ 静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用 静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 略</p> <p>(2) 市町村 ア 市町村災害ボランティア本部の設置及び運用 市町村災害ボランティア本部は、市町村ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</p>	<p>イ 静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用 <u>(7) 県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</u> <u>(イ) 静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</u> 略</p> <p>(2) 市町 ア 市町災害ボランティア本部の設置及び運用 <u>(7) 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
6 0	<p>略</p> <p>第29節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>略</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>略</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、<u>浜北市、袋井市、天竜市、湖西市、御前崎市、菊川市、庵原郡、志太郡、榛原郡、周智郡、磐田郡、浜名郡、引佐郡、富士郡芝川町の一部</u></p> <p>略</p> <p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>略</p> <p>2 県の態勢</p> <p>略</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <p>略</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び<u>消防庁震災等応急室</u>に連絡する。</p> <p>略</p> <p>表題</p> <p>(<u>消防庁震災等応急対策室</u>)</p>	<p><u>調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。</u></p> <p><u>(イ) 市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</u></p> <p><u>(ウ) 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。</u></p> <p>略</p> <p>第29節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>略</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>略</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、<u>牧之原市、湖西市、御前崎市、菊川市、由比町、富士川町、岡部町、大井川町、吉田町、川根町、川根本町、森町、新居町、芝川町の一部</u></p> <p>略</p> <p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>略</p> <p>2 県の態勢</p> <p>略</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <p>略</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び<u>消防庁応急対策室</u>に連絡する。</p> <p>略</p> <p>表題</p> <p>(<u>消防庁応急対策室</u>)</p>
6 2	<p>略</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <p>略</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び<u>消防庁震災等応急室</u>に連絡する。</p> <p>略</p> <p>表題</p> <p>(<u>消防庁震災等応急対策室</u>)</p>	<p>略</p> <p>(1) 突発的災害応急体制</p> <p>略</p> <p>エ 消防本部の県、国への報告</p> <p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに災害対策室及び<u>消防庁応急対策室</u>に連絡する。</p> <p>略</p> <p>表題</p> <p>(<u>消防庁応急対策室</u>)</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
6 3	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策 略 イ 各機関への要請 略 （カ）広域緊急援助隊の要請 県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要請を行う。</p>	<p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策 略 イ 各機関への要請 略 （カ）広域緊急援助隊等の要求 県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。</p>
6 6	<p>表2 略 海上自衛隊横須賀地方総監部 NTT：046 <u>8-22-3500</u> 略 中部電力(株)静岡支店 NTT：054-273-<u>9004</u> 略 （社）静岡県プロパンガス協会 略 日本道路公団静岡管理事務所 略</p>	<p>表2 略 海上自衛隊横須賀地方総監部 NTT：046 822-<u>3522</u> 略 中部電力(株)静岡支店 NTT：054-273-<u>9001</u> 略 （社）静岡県エルピーガス協会 略 <u>中日本高速道路（株）</u> 静岡管理事務所 略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
67	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>略</p> <p>4 <u>上下水道</u>災害復旧事業計画</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>略</p> <p>4 <u>上水道</u>災害復旧事業計画</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
<p>7 7</p> <p>7 8</p> <p>8 0</p> <p>8 5</p> <p>9 0</p> <p>9 1</p> <p>9 3</p> <p>9 4</p> <p>9 5</p> <p>9 9</p>	<p>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策 略</p> <p>3 交通の制限 (1) 陸上交通 略</p> <p>イ 県公安委員会は、<u>緊急輸送路</u>を確保するため、災害発生している当該地域での一般車両の走行及び当該地域への流入を原則として禁止する。 略</p> <p>(3) 海上交通 県は、<u>海上保安庁</u>に対し、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、噴火地点周辺海域を航行する船舶に警戒を発するとともに、関連情報の収集及び関係機関への情報提供を行うよう要請する。</p> <p>表1 火山情報の種類と発表基準 気象庁本庁が、伊豆東部火山群について発表する火山情報は次のとおりである。</p> <p>火山活動解説資料 定期的<u>に行う。</u>月1回</p> <p><u>観光交流室</u></p> <p><u>観光交流室</u></p> <p><u>観光交流室</u></p> <p><u>観光交流室</u></p> <p><u>観光交流室</u></p> <p><u>観光交流室</u></p> <p><u>観光交流室</u></p>	<p>伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第4章 災害応急対策 略</p> <p>3 交通の制限 (1) 陸上交通 略</p> <p>イ 県公安委員会は、<u>緊急交通路</u>を確保するため、災害発生している当該地域での一般車両の走行及び当該地域への流入を原則として禁止する。 略</p> <p>(3) 海上交通 県は、必要に応じ航行船舶の安全を確保するため、<u>下田海上保安部</u>と噴火地点周辺海域を航行する船舶<u>に関する情報共有を図る</u></p> <p>表1 火山情報<u>等</u>の種類と発表基準 気象庁本庁が、伊豆東部火山群について発表する火山情報<u>等</u>は次のとおりである。</p> <p>火山活動解説資料 定期的<u>(月1回) 又は必要に応じて作成・公表</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p> <p><u>観光コンベンション室</u></p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
109	財務総室 (庁舎管理室) (項目) 2 仮眠室の確保 (内容)・別館8階和室を仮眠室として確保	財務総室 (庁舎管理室) 2 仮眠室・ <u>休養室</u> の確保 ・別館8階和室 <u>及び本館1階防災要員控室</u> を仮眠室として確保

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 2 0	<p>富士山の火山防災計画</p> <p>第11節 避難に関連する情報の伝達体制の整備</p> <p>1 山体周辺市町は、避難の勧告又は指示並びに避難準備、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報が的確に伝達できるよう、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して多様な伝達体制の整備を図る。</p> <p>略</p>	<p>富士山の火山防災計画</p> <p>第11節 避難に関連する情報の伝達体制の整備</p> <p>1 山体周辺市町は、避難の勧告又は指示並びに避難準備情報、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報が的確に伝達できるよう、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織、報道機関等と連携して多様な伝達体制の整備を図る。</p> <p>略</p>
1 2 1	<p>第12節 避難活動に関する体制の整備</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>略</p> <p>(2) 広域避難のための体制整備</p> <p>略</p> <p>カ <u>日本道路公団</u></p>	<p>第12節 避難活動に関する体制の整備</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>略</p> <p>(2) 広域避難のための体制整備</p> <p>略</p> <p>カ <u>中日本高速道路株式会社</u></p>
1 2 2	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の伝達及び広報</p> <p>略</p> <p>2 避難に関連する情報伝達</p> <p>山体周辺市町の長は、避難の勧告又は指示並びに避難準備、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報を、直ちに、同時通報用無線、有線放送、広報車等により住民、一時滞在者、関係機関等に伝達するほか、警察官、自主防災組織、報道機関等の協力を得てその旨の周知徹底に努める。</p> <p>略</p> <p>第3節 避難行動</p> <p>略</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の伝達及び広報</p> <p>略</p> <p>2 避難に関連する情報伝達</p> <p>山体周辺市町の長は、避難の勧告又は指示並びに避難準備情報、下山、入山自粛及び不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けなどの避難に関連する情報を、直ちに、同時通報用無線、有線放送、広報車等により住民、一時滞在者、関係機関等に伝達するほか、警察官、自主防災組織、報道機関等の協力を得てその旨の周知徹底に努める。</p> <p>略</p> <p>第3節 避難行動</p> <p>略</p>
1 2 3	<p>5 火山活動の状況に応じた避難対応</p> <p>略</p>	<p>5 火山活動の状況に応じた避難対応</p> <p>略</p>
1 2 4	<p>避難準備の呼びかけを実施する。</p> <p>略</p>	<p>避難準備情報を発表する。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 2 5	<p>6 住民等が実施する自衛措置 略 (2) 災害時要援護者（介護者等を含む）は、避難勧告又は指示後では迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、山体周辺市町の長から避難準備の呼び掛けがあった場合は、早期の避難に努める。 略</p>	<p>6 住民等が実施する自衛措置 略 (2) 災害時要援護者（介護者等を含む）は、避難勧告又は指示後では迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、山体周辺市町の長から避難準備情報の発表があった場合は、早期の避難に努める。 略</p>
1 2 6	<p>7 避難所の開設 略 (2) 山体周辺市町の長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合、避難所を開設する。</p>	<p>7 避難所の開設 略 (2) 山体周辺市町の長は、住民に避難準備情報を発表した場合、避難所を開設する。 <u>(3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p>
	<p>第4章 継続災害対応計画 略 1 県 略</p>	<p>第4章 継続災害対応計画 略 1 <u>国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県</u> 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
全般	<p>市町村</p> <p>注意情報 地震予知情報</p> <p>第1編 総論</p> <p>1 2 7 第1章 計画の趣旨 略 1 1 - 1 計画の目的 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<u>東海地震注意情報</u>（以下「注意情報」という。）が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>1 3 5 1 3 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (2) 総務省東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の<u>統制</u>監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び<u>非常無線通信の運用</u>監理 略 オ <u>各種非常通信訓練の実施又は指導</u> カ 非常通信協議会の<u>育成</u>指導 略 (5) 厚生労働省静岡労働局 略 ウ <u>被災事業場用救急薬品の確保等援助措置</u> 略</p>	<p>市町</p> <p>東海地震注意情報 東海地震予知情報</p> <p>第1編 総論</p> <p>第1章 計画の趣旨 略 1 1 - 1 計画の目的 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<u>東海地震注意情報</u>が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>1 3 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (2) 総務省東海総合通信局 ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び<u>非常の場合の無線通信の監理</u> 略 オ <u>非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</u> カ 非常通信協議会の<u>運営に関すること</u> 略 (5) 厚生労働省静岡労働局 略 <u>(削除)</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
136	<p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>略</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(14) <u>国土交通省中部地方整備局（旧第五港湾建設局）</u> ア <u>災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施</u> イ <u>災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施</u></p> <p>(15) 国土交通省中部運輸局 (16) 国土交通省東京航空局東京航空事務所 (17) 東京管区气象台（静岡地方气象台）</p>	<p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 管轄する河川、道路、<u>港湾</u>についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>略</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>略</p> <p>(<u>エ</u>) <u>海上の流出油災害に対する防除等の措置</u></p> <p>略</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>14</u>) 国土交通省中部運輸局 (<u>15</u>) 国土交通省東京航空局東京航空事務所 (<u>16</u>) 東京管区气象台（静岡地方气象台） (<u>17</u>) 第三管区海上保安本部</p>
137	<p>ア 警戒宣言発令時における船舶に対する情報の連絡、<u>退避命令、入港規制等</u></p> <p>略</p> <p>オ <u>危険物の保安、流出油防除等海上災害に対する応急措置</u></p> <p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(4) 日本銀行 ア <u>警戒宣言発令時及び災害発生時における通貨の円滑な供給に必要な諸措置</u> イ <u>警戒宣言発令時及び災害発生時における金融上の応急措置についての助言及び要請</u> ウ <u>警戒宣言発令時及び災害発生時における預貯金引出しの集中等店頭混乱防止のために必要な広報等に関する協力、要請</u></p> <p>略</p> <p>(7) <u>日本道路公団</u></p>	<p>ア 警戒宣言発令時における船舶に対する情報の連絡、<u>港内における船舶交通の制限、禁止等</u></p> <p>略</p> <p>オ 危険物<u>及び油の排出</u>等海上災害に対する応急措置</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>略</p> <p>(4) 日本銀行 ア <u>通貨の円滑な供給の確保</u> イ <u>輸送、通信手段の確保</u> ウ <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>エ</u> <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>オ</u> <u>各種措置に関する広報</u></p> <p>略</p> <p>(7) <u>中日本高速道路株式会社</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
138	<p>略</p> <p>3 指定地方公共機関</p> <p>略</p> <p>(3) 社団法人静岡県<u>プロパン</u>ガス協会</p> <p>略</p> <p>イ 協会加盟事務所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施</p> <p>ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加盟事業所の施設の点検等災害防止措置の実施</p> <p>略</p> <p>オ 協会加盟事務所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 指定地方公共機関</p> <p>略</p> <p>(3) 社団法人静岡県<u>エルピー</u>ガス協会</p> <p>略</p> <p>イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施</p> <p>ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施</p> <p>略</p> <p>オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 4 1	<p>第2編 平常時対策</p> <p>第1章 防災思想の普及 計画の内容</p> <p>2 1 - 1 県 略</p> <p>2 生徒等に対する教育 略</p> <p>(2) <u>参加型防災訓練推進モデル校を指定し、学校防災の充実強化を図る。</u> 略</p> <p>3 県民に対する防災思想の普及 県は、地震発生時、<u>注意情報発表時</u>及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>略</p> <p>なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ<u>人材を有する防災士会</u>等の積極的な活用を図る。</p> <p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 略</p>	<p>第2編 平常時対策</p> <p>第1章 防災思想の普及 計画の内容</p> <p>2 1 - 1 県 略</p> <p>2 生徒等に対する教育 略</p> <p>(2) <u>学校防災推進協力校を指定し、学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。</u> 略</p> <p>3 県民に対する防災思想の普及 県は、地震発生時、<u>東海地震注意情報発表時</u>及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。<u>この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ<u>静岡県防災士</u>等の積極的な活用を図る。<u>また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</u></p> <p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 略</p> <p><u>(セ) 安否情報の確認のためのシステム</u> 略</p>
1 4 2		

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
1 4 3	<p>4 ボランティア活動に関する計画 (1) ボランティア活動の支援 県は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p>	<p>4 ボランティア活動に関する計画 (1) ボランティア活動の支援 県は、<u>社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福) 静岡県社会福祉協議会」という。）</u>、<u>特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）</u>等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p>
1 4 3	<p>2 1 - 3 防災関係機関 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、<u>日本道路公団</u>、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。</p>	<p>2 1 - 3 防災関係機関 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、<u>中日本高速道路株式会社</u>、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。</p>
	<p>第2章 自主防災活動 計画の内容 略</p>	<p>第2章 自主防災活動 計画の内容 略</p>
1 4 5	<p>2 2 - <u>3</u> 事業所等の果たすべき役割 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うと共に、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。事業所等における自主防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</p>	<p>2 2 - <u>5</u> 事業所等の果たすべき役割 <u>1 事業所等の自主的な防災活動</u> 事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うと<u>ともに</u>、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため<u>事業所等は</u>、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。<u>また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。</u> 事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																
145	<p>(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保</p> <p>22-4 県、市町村の指導及び助成略 4 自主防災に関する意識の高揚 県及び市町村は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。</p> <table border="1" data-bbox="379 1396 1469 1848"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織 中核的 リーダー研修</td> <td>市町村 ・ 県</td> <td>市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機関	対象者	目 的	自主防災組織 中核的 リーダー研修	市町村 ・ 県	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	<p>(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 <u>(9) 予想被害からの復旧計画策定</u> <u>(10) 各計画の点検・見直し</u></p> <p><u>2 事業所の防災力向上の促進</u> <u>県及び市町村は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>22-3 県、市町村の指導及び助成略 4 自主防災に関する意識の高揚 県及び市町村は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 1396 2715 1848"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織 中核的 リーダー研修</td> <td>市町</td> <td>市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機関	対象者	目 的	自主防災組織 中核的 リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
研 修 名	実施機関	対象者	目 的															
自主防災組織 中核的 リーダー研修	市町村 ・ 県	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。															
研 修 名	実施機関	対象者	目 的															
自主防災組織 中核的 リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。															

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行				修 正 案			
	防災委員研修	市町	防 災 委 員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。	防災委員研修	市町	防 災 委 員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
	2 2 - <u>5</u> 自主防災組織と消防団との連携				2 2 - <u>4</u> 自主防災組織と消防団との連携			
	第3章 地震防災訓練の実施				第3章 地震防災訓練の実施			
	計画作成の主旨				計画作成の主旨			
	東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。				東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。 <u>なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u>			
	計画の内容				計画の内容			
1 4 8	2 3 - 3 防災関係機関				2 3 - 3 防災関係機関			
	略				略			
1 4 9	(7) <u>日本道路公団</u>				(7) <u>中日本高速道路株式会社</u>			
	略				略			
	第4章 地震災害予防対策の推進				第4章 地震災害予防対策の推進			
	計画作成の主旨				計画作成の主旨			
	略				略 <u>県は、国の地震防災戦略を踏まえ、地域目標として「地震対策アクションプログラム2006」を策定し、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。また、市町に対して、地域目標の策定を働きかける。</u>			

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
149	<p>計画の内容</p>	<p>計画の内容</p>
		<p><u>24-1 緊急消防援助隊の受援体制</u> <u>県及び市町は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。</u></p>
150	<p>24-1 24-2 建築物等の耐震対策 略 2 県及び市町村は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 略</p>	<p>24-2 24-3 建築物等の耐震対策 略 2 県及び市町は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 略</p>
151	<p>(5) 住宅の新增改築等による耐震化の促進 <u>住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行うとともに、静岡県個人住宅建設資金の活用を促進する。</u></p> <p>3 公共建築物の耐震性能の公表 県及び市町村は、所有する公共建築物について、耐震診断の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 略</p> <p>5 家具等の転倒防止 県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のための「家具の地震対策」により、県民に対する啓発指導に努める。 また、スチール製の書棚、ロッカー等についても「事務所などの鋼製家具とガラスの地震対策」により安全対策等の徹底を指導する。 略</p>	<p>(5) 住宅の新增改築等による耐震化の促進 住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行う。</p> <p>3 公共建築物の耐震化 県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 <u>また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>5 家具等の転倒防止 県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、<u>家具等の転倒防止について</u>、県民に対する啓発指導に努める。 また、<u>事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施</u>を指導する。 略</p> <p><u>7 供給ラインの耐震化</u> <u>ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
151	<p>24-3 被災建築物等に対する安全対策</p> <p>1 県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定を行う。</p> <p>略</p> <p>3 県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の認定を行う。</p> <p>略</p> <p>24-4</p> <p>24-5 地盤災害の予防対策</p> <p>略</p> <p>1 山・崖崩れ防止対策の推進</p> <p>山・崖崩れの危険性を周知させるとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等に標柱及び標識板等を設置する等、適切な方法で当該地域の危険性を広報する。</p> <p>略</p>	<p>24-4 被災建築物等に対する安全対策</p> <p>1 県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。</p> <p>略</p> <p>3 県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。</p> <p>略</p> <p>24-5</p> <p>24-6 地盤災害の予防対策</p> <p>略</p> <p>1 山・崖崩れ防止対策の推進</p> <p>山・崖崩れの<u>おそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布や急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する等により</u>、当該地域の危険性を広報する。</p> <p>略</p>
152	<p>24-6</p> <p>24-7 危険予想地域における災害の予防</p> <p>略</p> <p>2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 市町村長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、災害時要援護者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害時要援護者等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p>	<p>24-7</p> <p>24-8 危険予想地域における災害の予防</p> <p>略</p> <p>2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 市町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、<u>高齢者、障害のある人等の</u>災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時よりこれらの者に係る</u>避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p>
153	<p>(2) 要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。</p> <p>イ 市町村長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対して危険性の周知に努める。</p>	<p>(2) 要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。</p> <p>イ 市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して<u>津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等</u>の周知に努める。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
153	<p>ウ 市町村長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等の<u>掲示板</u>を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。</p> <p>24-8 被災者の救出活動対策 略</p> <p>2 市町村が実施すべき事項 略</p> <p>24-9 災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第2章第2.1節「災害時要援護者支援計画」に準ずる。</p>	<p>ウ 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を<u>標示したわかりやすい案内板</u>を設置するとともに、関係団体の協力を得て<u>災害時要援護者の避難誘導體制を整備するなど</u>、避難対策等の防災対策を推進する。</p> <p>24-9 被災者の救出活動対策 略</p> <p>2 市町が実施すべき事項 略</p> <p><u>(4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</u></p> <p>24-10 <u>高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の</u>災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第2章第2.2節「災害時要援護者支援計画」に準ずる。</p>
155	<p>24-10 生活の確保 略</p> <p>4 防疫及び保健衛生活動 (1) 県が実施すべき事項 略</p> <p>(2) 市町村が実施すべき事項 略</p> <p>エ 住民が行う防疫及び保健活動の指導をする。 略</p>	<p>24-11 生活の確保 略</p> <p>4 防疫及び保健衛生活動 (1) 県が実施すべき事項 略</p> <p><u>ウ 災害時健康支援ガイドライン等に基づき健康支援活動に係る体制整備を図る。</u></p> <p>(2) 市町が実施すべき事項 略</p> <p>エ 住民が行う防疫の指導をする。 <u>オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。</u> 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
155	<p>6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 市町村は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。</p>	<p>6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 市町村は、避難所（被災者の避難施設）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。 <u>なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。</u></p> <p>8 応急仮設住宅 <u>(1) 県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</u> <u>(2) 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>24-12 緊急輸送活動の確保</u> <u>道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</u></p>
156	<p>24-11 24-12 <u>公共土木施設等の復旧用資材の備蓄</u> 県及び市町村は、<u>公共土木施設等の復旧用資材の備蓄に努める。</u></p> <p>24-13 情報システムの整備 24-14 緊急輸送用車両等の整備 災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、<u>車両、高速輸送船及び航空機の整備を図る。</u> 24-15 文化財等の耐震対策</p>	<p>24-13 24-14 <u>公共土木施設等の応急復旧</u> 県及び市町村は、<u>それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材を整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。</u></p> <p>24-15 情報システムの整備 24-16 緊急輸送用車両等の整備 災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、<u>車両及び航空機の整備を図る。</u> 24-17 文化財等の耐震対策</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
157	<p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第1章 地震防災施設整備方針</p> <p>31-1 防災業務施設の整備 略</p> <p>2 通信施設及び情報処理体制の整備 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。</p>	<p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第1章 地震防災施設整備方針</p> <p>31-1 防災業務施設の整備 略</p> <p>2 通信施設及び情報処理体制の整備 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、<u>地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</u>また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。</p>
159	<p>31-6 災害応急対策用施設等の整備 略</p> <p>4 緊急輸送用車両等の整備 緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両、<u>高速輸送船</u>及び航空機の整備を図る。</p>	<p>31-6 災害応急対策用施設等の整備 略</p> <p>4 緊急輸送用車両等の整備 緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。</p>

ページ	現 行	修 正 案																																
159	<p>第2章 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成16年度までの25年間である。</p> <p>32-1 防災業務施設の整備</p> <p>1 消防用施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的 地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="290 1165 1528 1438"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町村</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町村</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td>45,629</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8,803施設</td> <td>45,629</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通信施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的 警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。なお、市町村事業については整備の促進を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 市町村から地域住民への的確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 また、県、市町村間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町村	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽	百万円	消防防災設備整備事業	市町村	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等	45,629	計		8,803施設	45,629	<p>第2章 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成21年度までの30年間である。</p> <p>32-1 防災業務施設の整備</p> <p>1 消防用施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的 地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1602 1165 2834 1438"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td>49,275</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8,964施設</td> <td>49,275</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通信施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的 警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話の輻輳、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。なお、市町村事業については整備の促進を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 市町から地域住民への的確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 また、県、市町村間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽	百万円	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等	49,275	計		8,964施設	49,275
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
消防防災施設整備事業	市町村	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽	百万円																															
消防防災設備整備事業	市町村	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等	45,629																															
計		8,803施設	45,629																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																															
消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽	百万円																															
消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等	49,275																															
計		8,964施設	49,275																															

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																																																								
160	<p>(3) 事業総括表 略</p> <p>32-2 避難地・避難路の整備</p> <p>1 避難地の整備</p> <p>(1) 事業の目的 広域避難地について、避難困難地区の解消、収容能力の増強等避難危険の解消を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる9都市において、避難距離2km以内に面積10ha以上（既存のオープンスペース等を含む。）の広域避難地を確保することを目的に整備の促進を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="314 814 1525 949"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園事業</td> <td>市</td> <td>16箇所 約63.2ha</td> <td>百万円 27,385</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 避難路の整備</p> <p>(1) 事業の目的 幹線避難路を整備することにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる10都市において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="273 1461 1534 1913"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">街路事業</td> <td>県</td> <td>6箇所 延長約1.4km</td> <td>百万円 9,672</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>22箇所 延長約12.8km</td> <td>32,586</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>28箇所 延長約14.2km</td> <td>42,258</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>4箇所 延長約1.2km</td> <td>5,949</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>2箇所 延長約0.9km</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6箇所 延長約2.1km</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>34箇所 延長約16.3km</td> <td>49,158</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公園事業	市	16箇所 約63.2ha	百万円 27,385	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	街路事業	県	6箇所 延長約1.4km	百万円 9,672	市	22箇所 延長約12.8km	32,586	小計	28箇所 延長約14.2km	42,258	土地区画整理事業	市	4箇所 延長約1.2km	5,949	組合	2箇所 延長約0.9km	951	小計	6箇所 延長約2.1km	6,900	計		34箇所 延長約16.3km	49,158	<p>(3) 事業総括表 略</p> <p>32-2 避難地・避難路の整備</p> <p>1 避難地の整備</p> <p>(1) 事業の目的 広域避難地について、避難困難地区の解消、収容能力の増強等避難危険の解消を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる8都市において、避難距離2km以内に面積10ha以上（既存のオープンスペース等を含む。）の広域避難地を確保することを目的に整備の促進を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1614 814 2825 949"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園事業</td> <td>市</td> <td>14箇所 約57.1ha</td> <td>百万円 26,199</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 避難路の整備</p> <p>(1) 事業の目的 幹線避難路を整備することにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる10都市において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1584 1461 2831 1913"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">街路事業</td> <td>県</td> <td>5箇所 延長約1.4km</td> <td>百万円 8,272</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>25箇所 延長約13.1km</td> <td>36,063</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>30箇所 延長約14.5km</td> <td>44,335</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>4箇所 延長約1.2km</td> <td>5,949</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>2箇所 延長約0.9km</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6箇所 延長約2.1km</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>36箇所 延長約16.5km</td> <td>51,235</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公園事業	市	14箇所 約57.1ha	百万円 26,199	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	街路事業	県	5箇所 延長約1.4km	百万円 8,272	市	25箇所 延長約13.1km	36,063	小計	30箇所 延長約14.5km	44,335	土地区画整理事業	市	4箇所 延長約1.2km	5,949	組合	2箇所 延長約0.9km	951	小計	6箇所 延長約2.1km	6,900	計		36箇所 延長約16.5km	51,235
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
公園事業	市	16箇所 約63.2ha	百万円 27,385																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
街路事業	県	6箇所 延長約1.4km	百万円 9,672																																																																							
	市	22箇所 延長約12.8km	32,586																																																																							
	小計	28箇所 延長約14.2km	42,258																																																																							
土地区画整理事業	市	4箇所 延長約1.2km	5,949																																																																							
	組合	2箇所 延長約0.9km	951																																																																							
	小計	6箇所 延長約2.1km	6,900																																																																							
計		34箇所 延長約16.3km	49,158																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
公園事業	市	14箇所 約57.1ha	百万円 26,199																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
街路事業	県	5箇所 延長約1.4km	百万円 8,272																																																																							
	市	25箇所 延長約13.1km	36,063																																																																							
	小計	30箇所 延長約14.5km	44,335																																																																							
土地区画整理事業	市	4箇所 延長約1.2km	5,949																																																																							
	組合	2箇所 延長約0.9km	951																																																																							
	小計	6箇所 延長約2.1km	6,900																																																																							
計		36箇所 延長約16.5km	51,235																																																																							

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																																																																																																																																																
161	<p>32-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(改 築)</td> <td></td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>道路改良事業 (一般国道)</td> <td>県</td> <td>約 39 箇所</td> <td>77,053</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 37 箇所</td> <td>31,513</td> </tr> <tr> <td>特改一種事業 (一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 25 箇所</td> <td>13,405</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 28 箇所</td> <td>8,056</td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業 (一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 23 箇所</td> <td>5,295</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 3 箇所</td> <td>4,899</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>約 155 箇所</td> <td>140,221</td> </tr> <tr> <td>(橋 梁)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業 (一般国道)</td> <td>県</td> <td>約 3 箇所</td> <td>3,694</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 4 箇所</td> <td>3,546</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修事業 (一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 22 箇所</td> <td>5,397</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 12 箇所</td> <td>1,053</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>約 41 箇所</td> <td>13,690</td> </tr> <tr> <td>(災害防除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害防除事業 (一般国道)</td> <td>県</td> <td>約 368 箇所</td> <td>20,018</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 340 箇所</td> <td>10,857</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>約 708 箇所</td> <td>30,876</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 904 箇所</td> <td>184,787</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	(改 築)			百万円	道路改良事業 (一般国道)	県	約 39 箇所	77,053	〃 (県 道)	〃	約 37 箇所	31,513	特改一種事業 (一般国道)	〃	約 25 箇所	13,405	〃 (県 道)	〃	約 28 箇所	8,056	橋梁整備事業 (一般国道)	〃	約 23 箇所	5,295	〃 (県 道)	〃	約 3 箇所	4,899	小 計		約 155 箇所	140,221	(橋 梁)				橋梁整備事業 (一般国道)	県	約 3 箇所	3,694	〃 (県 道)	〃	約 4 箇所	3,546	橋梁補修事業 (一般国道)	〃	約 22 箇所	5,397	〃 (県 道)	〃	約 12 箇所	1,053	小 計		約 41 箇所	13,690	(災害防除)				災害防除事業 (一般国道)	県	約 368 箇所	20,018	〃 (県 道)	〃	約 340 箇所	10,857	小 計		約 708 箇所	30,876	計		約 904 箇所	184,787	<p>32-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(改 築)</td> <td></td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>道路改良事業 (一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 41 箇所</td> <td>86,694</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>県</td> <td>約 37 箇所</td> <td>31,363</td> </tr> <tr> <td>特改一種事業 (一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 31 箇所</td> <td>17,924</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 28 箇所</td> <td>8,056</td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業 (一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 23 箇所</td> <td>5,657</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 3 箇所</td> <td>5,049</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>約 163 箇所</td> <td>154,743</td> </tr> <tr> <td>(橋 梁)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業 (一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 3 箇所</td> <td>6,078</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>県</td> <td>約 4 箇所</td> <td>3,546</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修事業 (一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 32 箇所</td> <td>7,165</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 10 箇所</td> <td>814</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>約 49 箇所</td> <td>17,603</td> </tr> <tr> <td>(災害防除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害防除事業 (一般国道)</td> <td>県</td> <td>約 383 箇所</td> <td>20,373</td> </tr> <tr> <td>〃 (県 道)</td> <td>〃</td> <td>約 327 箇所</td> <td>10,858</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>約 710 箇所</td> <td>31,231</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 922 箇所</td> <td>203,577</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	(改 築)			百万円	道路改良事業 (一般国道)	県・市	約 41 箇所	86,694	〃 (県 道)	県	約 37 箇所	31,363	特改一種事業 (一般国道)	〃	約 31 箇所	17,924	〃 (県 道)	〃	約 28 箇所	8,056	橋梁整備事業 (一般国道)	〃	約 23 箇所	5,657	〃 (県 道)	〃	約 3 箇所	5,049		小 計	約 163 箇所	154,743	(橋 梁)				橋梁整備事業 (一般国道)	県・市	約 3 箇所	6,078	〃 (県 道)	県	約 4 箇所	3,546	橋梁補修事業 (一般国道)	〃	約 32 箇所	7,165	〃 (県 道)	〃	約 10 箇所	814		小 計	約 49 箇所	17,603	(災害防除)				災害防除事業 (一般国道)	県	約 383 箇所	20,373	〃 (県 道)	〃	約 327 箇所	10,858		小 計	約 710 箇所	31,231	計		約 922 箇所	203,577
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																																															
(改 築)			百万円																																																																																																																																																															
道路改良事業 (一般国道)	県	約 39 箇所	77,053																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 37 箇所	31,513																																																																																																																																																															
特改一種事業 (一般国道)	〃	約 25 箇所	13,405																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 28 箇所	8,056																																																																																																																																																															
橋梁整備事業 (一般国道)	〃	約 23 箇所	5,295																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 3 箇所	4,899																																																																																																																																																															
小 計		約 155 箇所	140,221																																																																																																																																																															
(橋 梁)																																																																																																																																																																		
橋梁整備事業 (一般国道)	県	約 3 箇所	3,694																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 4 箇所	3,546																																																																																																																																																															
橋梁補修事業 (一般国道)	〃	約 22 箇所	5,397																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 12 箇所	1,053																																																																																																																																																															
小 計		約 41 箇所	13,690																																																																																																																																																															
(災害防除)																																																																																																																																																																		
災害防除事業 (一般国道)	県	約 368 箇所	20,018																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 340 箇所	10,857																																																																																																																																																															
小 計		約 708 箇所	30,876																																																																																																																																																															
計		約 904 箇所	184,787																																																																																																																																																															
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																																															
(改 築)			百万円																																																																																																																																																															
道路改良事業 (一般国道)	県・市	約 41 箇所	86,694																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	県	約 37 箇所	31,363																																																																																																																																																															
特改一種事業 (一般国道)	〃	約 31 箇所	17,924																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 28 箇所	8,056																																																																																																																																																															
橋梁整備事業 (一般国道)	〃	約 23 箇所	5,657																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 3 箇所	5,049																																																																																																																																																															
	小 計	約 163 箇所	154,743																																																																																																																																																															
(橋 梁)																																																																																																																																																																		
橋梁整備事業 (一般国道)	県・市	約 3 箇所	6,078																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	県	約 4 箇所	3,546																																																																																																																																																															
橋梁補修事業 (一般国道)	〃	約 32 箇所	7,165																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 10 箇所	814																																																																																																																																																															
	小 計	約 49 箇所	17,603																																																																																																																																																															
(災害防除)																																																																																																																																																																		
災害防除事業 (一般国道)	県	約 383 箇所	20,373																																																																																																																																																															
〃 (県 道)	〃	約 327 箇所	10,858																																																																																																																																																															
	小 計	約 710 箇所	31,231																																																																																																																																																															
計		約 922 箇所	203,577																																																																																																																																																															

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																									
162	<p>2 港湾施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的 人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、耐震強化岸壁を整備し、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 伊豆半島、東部、中部、西部の4地区に防災拠点港湾(熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港)及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて耐震強化岸壁等の整備を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="296 751 1528 1102"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾改修事業</td> <td>県</td> <td>岸壁 6港 延長約 800m 物揚場 3港 延長約 293m</td> <td>百万円 6,526</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>岸壁 1港 延長約 90m</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>岸壁 7港 延長約 890m 物揚場 3港 延長約 293m</td> <td>6,717</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 漁港施設の整備 略</p> <p>32-4 コンビナート災害の防止 略</p> <p>32-5 防災上重要な建物の整備 1 医療救護施設の整備 (1) 略</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾改修事業	県	岸壁 6港 延長約 800m 物揚場 3港 延長約 293m	百万円 6,526	町	岸壁 1港 延長約 90m	191	計		岸壁 7港 延長約 890m 物揚場 3港 延長約 293m	6,717	<p>2 港湾施設の整備</p> <p>(1) 事業の目的 人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、耐震強化岸壁を整備するとともに、臨港交通施設(橋梁)の耐震化を行い、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 伊豆半島、東部、中部、西部の4地区に防災拠点港湾(熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港)及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて耐震強化岸壁等及び臨港交通施設(橋梁)の整備を図る。</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1617 751 2834 1423"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">港湾改修事業</td> <td>(係留施設)</td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>岸壁 6港延長約 785m 物揚場 3港延長約 293m</td> <td>5,901</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>岸壁 1港延長約 90m</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>岸壁 7港延長約 875m 物揚場 3港延長約 293m</td> <td>6,092</td> </tr> <tr> <td>(臨港交通施設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>橋梁2港(4橋)延長約 304m</td> <td>1,264</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7,356</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 漁港施設の整備 略</p> <p>32-4 コンビナート災害の防止 略</p> <p>32-5 防災上重要な建物の整備 1 医療救護施設の整備 (1) 略</p>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾改修事業	(係留施設)		百万円	県	岸壁 6港延長約 785m 物揚場 3港延長約 293m	5,901	町	岸壁 1港延長約 90m	191	小計	岸壁 7港延長約 875m 物揚場 3港延長約 293m	6,092	(臨港交通施設)			県	橋梁2港(4橋)延長約 304m	1,264	計		7,356
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																								
港湾改修事業	県	岸壁 6港 延長約 800m 物揚場 3港 延長約 293m	百万円 6,526																																								
	町	岸壁 1港 延長約 90m	191																																								
計		岸壁 7港 延長約 890m 物揚場 3港 延長約 293m	6,717																																								
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																								
港湾改修事業	(係留施設)		百万円																																								
	県	岸壁 6港延長約 785m 物揚場 3港延長約 293m	5,901																																								
	町	岸壁 1港延長約 90m	191																																								
	小計	岸壁 7港延長約 875m 物揚場 3港延長約 293m	6,092																																								
	(臨港交通施設)																																										
	県	橋梁2港(4橋)延長約 304m	1,264																																								
計		7,356																																									

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																																																																																																																					
163	<p>32-5 防災上重要な建物の整備</p> <p>1 医療救護施設の整備</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">病院施設緊急整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 2箇所 延床面積 7,680 m²</td> <td>百万円 1,580</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 13箇所 延床面積 34,240 m²</td> <td>7,484</td> </tr> <tr> <td>公的 医療機関</td> <td>約 5箇所 延床面積 20,168 m²</td> <td>3,933</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 20箇所 延床面積 62,088 m²</td> <td>12,977</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 社会福祉施設の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設整備事業 (木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 1箇所 300 m²</td> <td>百万円 42</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 75箇所 定員約 6,555人</td> <td>7,753</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 26箇所 " 2,185人</td> <td>1,610</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>約 104箇所 " 8,980人</td> <td>10,866</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 2箇所 " 174人</td> <td>2,129</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 12箇所 " 684人</td> <td>3,708</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 20箇所 " 1,740人</td> <td>6,711</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>約 34箇所 " 2,598人</td> <td>12,548</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉施設整備事業 (非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約 3箇所 " 290人</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 7箇所 " 920人</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 13箇所 " 1,130人</td> <td>574</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>約 23箇所 " 2,340人</td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 161箇所 " 13,918人</td> <td>24,248</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 延床面積 7,680 m ²	百万円 1,580	市 町	約 13箇所 延床面積 34,240 m ²	7,484	公的 医療機関	約 5箇所 延床面積 20,168 m ²	3,933	計		約 20箇所 延床面積 62,088 m ²	12,977	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	約 1箇所 300 m ²	百万円 42	市 町	約 75箇所 定員約 6,555人	7,753	社会福祉法人	約 26箇所 " 2,185人	1,610	小 計		約 104箇所 " 8,980人	10,866	社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 " 174人	2,129	市 町	約 12箇所 " 684人	3,708	社会福祉法人	約 20箇所 " 1,740人	6,711	小 計		約 34箇所 " 2,598人	12,548	社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	約 3箇所 " 290人	176	市 町	約 7箇所 " 920人	84	社会福祉法人	約 13箇所 " 1,130人	574	小 計		約 23箇所 " 2,340人	834	計		約 161箇所 " 13,918人	24,248	<p>32-5 防災上重要な建物の整備</p> <p>1 医療救護施設の整備</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">病院施設緊急整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 2箇所 延床面積 <u>7,679</u> m²</td> <td>百万円 <u>1,575</u></td> </tr> <tr> <td>市町+一部 事務組合</td> <td>約 13箇所 延床面積 34,240 m²</td> <td>7,484</td> </tr> <tr> <td>公的病院</td> <td>約 5箇所 延床面積 20,168 m²</td> <td><u>3,932</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 20箇所 延床面積 62,088 m²</td> <td><u>12,991</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 社会福祉施設の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 1箇所 300 m²</td> <td>百万円 42</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 75箇所 定員約 6,555人</td> <td><u>7,539</u></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 26箇所 " 2,185人</td> <td><u>2,741</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約 <u>102</u>箇所 " <u>8,740</u>人</td> <td><u>10,322</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約 2箇所 " 174人</td> <td>2,129</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 <u>10</u>箇所 " <u>564</u>人</td> <td><u>3,488</u></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 <u>25</u>箇所 " <u>1,790</u>人</td> <td><u>10,117</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約 <u>37</u>箇所 " <u>2,528</u>人</td> <td><u>15,734</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約 3箇所 " 290人</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約 7箇所 " <u>900</u>人</td> <td><u>1,429</u></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約 <u>14</u>箇所 " <u>1,180</u>人</td> <td><u>611</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約 <u>24</u>箇所 " <u>2,370</u>人</td> <td><u>2,216</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 <u>163</u>箇所 " <u>13,638</u>人</td> <td><u>28,272</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 延床面積 <u>7,679</u> m ²	百万円 <u>1,575</u>	市町+一部 事務組合	約 13箇所 延床面積 34,240 m ²	7,484	公的病院	約 5箇所 延床面積 20,168 m ²	<u>3,932</u>	計		約 20箇所 延床面積 62,088 m ²	<u>12,991</u>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	約 1箇所 300 m ²	百万円 42	市 町	約 75箇所 定員約 6,555人	<u>7,539</u>	社会福祉法人	約 26箇所 " 2,185人	<u>2,741</u>	小 計	約 <u>102</u> 箇所 " <u>8,740</u> 人	<u>10,322</u>	社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 " 174人	2,129	市 町	約 <u>10</u> 箇所 " <u>564</u> 人	<u>3,488</u>	社会福祉法人	約 <u>25</u> 箇所 " <u>1,790</u> 人	<u>10,117</u>	小 計	約 <u>37</u> 箇所 " <u>2,528</u> 人	<u>15,734</u>	社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	約 3箇所 " 290人	176	市 町	約 7箇所 " <u>900</u> 人	<u>1,429</u>	社会福祉法人	約 <u>14</u> 箇所 " <u>1,180</u> 人	<u>611</u>	小 計	約 <u>24</u> 箇所 " <u>2,370</u> 人	<u>2,216</u>	計		約 <u>163</u> 箇所 " <u>13,638</u> 人	<u>28,272</u>
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																				
病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 延床面積 7,680 m ²	百万円 1,580																																																																																																																																				
	市 町	約 13箇所 延床面積 34,240 m ²	7,484																																																																																																																																				
	公的 医療機関	約 5箇所 延床面積 20,168 m ²	3,933																																																																																																																																				
計		約 20箇所 延床面積 62,088 m ²	12,977																																																																																																																																				
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																				
社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	約 1箇所 300 m ²	百万円 42																																																																																																																																				
	市 町	約 75箇所 定員約 6,555人	7,753																																																																																																																																				
	社会福祉法人	約 26箇所 " 2,185人	1,610																																																																																																																																				
小 計		約 104箇所 " 8,980人	10,866																																																																																																																																				
社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 " 174人	2,129																																																																																																																																				
	市 町	約 12箇所 " 684人	3,708																																																																																																																																				
	社会福祉法人	約 20箇所 " 1,740人	6,711																																																																																																																																				
小 計		約 34箇所 " 2,598人	12,548																																																																																																																																				
社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	約 3箇所 " 290人	176																																																																																																																																				
	市 町	約 7箇所 " 920人	84																																																																																																																																				
	社会福祉法人	約 13箇所 " 1,130人	574																																																																																																																																				
小 計		約 23箇所 " 2,340人	834																																																																																																																																				
計		約 161箇所 " 13,918人	24,248																																																																																																																																				
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																				
病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 延床面積 <u>7,679</u> m ²	百万円 <u>1,575</u>																																																																																																																																				
	市町+一部 事務組合	約 13箇所 延床面積 34,240 m ²	7,484																																																																																																																																				
	公的病院	約 5箇所 延床面積 20,168 m ²	<u>3,932</u>																																																																																																																																				
計		約 20箇所 延床面積 62,088 m ²	<u>12,991</u>																																																																																																																																				
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																				
社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	約 1箇所 300 m ²	百万円 42																																																																																																																																				
	市 町	約 75箇所 定員約 6,555人	<u>7,539</u>																																																																																																																																				
	社会福祉法人	約 26箇所 " 2,185人	<u>2,741</u>																																																																																																																																				
	小 計	約 <u>102</u> 箇所 " <u>8,740</u> 人	<u>10,322</u>																																																																																																																																				
社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	約 2箇所 " 174人	2,129																																																																																																																																				
	市 町	約 <u>10</u> 箇所 " <u>564</u> 人	<u>3,488</u>																																																																																																																																				
	社会福祉法人	約 <u>25</u> 箇所 " <u>1,790</u> 人	<u>10,117</u>																																																																																																																																				
	小 計	約 <u>37</u> 箇所 " <u>2,528</u> 人	<u>15,734</u>																																																																																																																																				
社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	約 3箇所 " 290人	176																																																																																																																																				
	市 町	約 7箇所 " <u>900</u> 人	<u>1,429</u>																																																																																																																																				
	社会福祉法人	約 <u>14</u> 箇所 " <u>1,180</u> 人	<u>611</u>																																																																																																																																				
	小 計	約 <u>24</u> 箇所 " <u>2,370</u> 人	<u>2,216</u>																																																																																																																																				
計		約 <u>163</u> 箇所 " <u>13,638</u> 人	<u>28,272</u>																																																																																																																																				

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																																																																																																																				
164	<p>3 学校施設の整備 (1) 略 (2) 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td rowspan="3">市町村</td> <td>約 310校 改築面積約 326,763㎡</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td>約 438校 改築面積約 587,565㎡</td> <td>102,387</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td>約 440校 補強面積約 1,102,045㎡</td> <td>34,540</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約1,188校 延面積約2,016,373㎡</td> <td>177,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>32-6 災害の防止事業 1 山崩れ、地すべり等の防止 (1) 略 (2) 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常砂防事業</td> <td>県</td> <td>80 箇所</td> <td>百万円 11,904</td> </tr> <tr> <td>予防治山事業</td> <td>〃</td> <td>466 箇所</td> <td>9,666</td> </tr> <tr> <td>復旧治山事業</td> <td>〃</td> <td>1,069 箇所</td> <td>31,411</td> </tr> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td colspan="2">(小計) 126 箇所</td> <td>34,641</td> </tr> <tr> <td>(農林水産省)</td> <td>県</td> <td>52 箇所</td> <td>13,073</td> </tr> <tr> <td>(林野庁)</td> <td>〃</td> <td>32 箇所</td> <td>4,543</td> </tr> <tr> <td>(国土交通省)</td> <td>〃</td> <td>42 箇所</td> <td>17,025</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>〃</td> <td>507 箇所</td> <td>81,458</td> </tr> <tr> <td>県営ため池整備事業</td> <td>〃</td> <td>20 箇所</td> <td>2,666</td> </tr> <tr> <td>団体営ため池整備事業</td> <td>市町村</td> <td>78 箇所</td> <td>2,857</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2,346 箇所</td> <td>174,603</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町村	約 310校 改築面積約 326,763㎡	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 438校 改築面積約 587,565㎡	102,387	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 440校 補強面積約 1,102,045㎡	34,540	計		約1,188校 延面積約2,016,373㎡	177,974	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	通常砂防事業	県	80 箇所	百万円 11,904	予防治山事業	〃	466 箇所	9,666	復旧治山事業	〃	1,069 箇所	31,411	地すべり対策事業	(小計) 126 箇所		34,641	(農林水産省)	県	52 箇所	13,073	(林野庁)	〃	32 箇所	4,543	(国土交通省)	〃	42 箇所	17,025	急傾斜地崩壊対策事業	〃	507 箇所	81,458	県営ため池整備事業	〃	20 箇所	2,666	団体営ため池整備事業	市町村	78 箇所	2,857	計		2,346 箇所	174,603	<p>3 学校施設の整備 (1) 略 (2) 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）</td> <td rowspan="3">市 町</td> <td>約 310校 改築面積約 326,763㎡</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）</td> <td>約 636校 改築面積約 750,269㎡</td> <td>124,689</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）</td> <td>約 843校 補強面積約 1,780,412㎡</td> <td>64,192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約1,789校 延面積約2,857,444㎡</td> <td>229,928</td> </tr> </tbody> </table> <p>32-6 災害の防止事業 1 山崩れ、地すべり等の防止 (1) 略 (2) 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常砂防事業</td> <td>県</td> <td>79 箇所</td> <td>百万円 12,777</td> </tr> <tr> <td>予防治山事業</td> <td>〃</td> <td>574 箇所</td> <td>12,747</td> </tr> <tr> <td>復旧治山事業</td> <td>〃</td> <td>1,294 箇所</td> <td>39,429</td> </tr> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td colspan="2">(小計) 159 箇所</td> <td>39,164</td> </tr> <tr> <td>(農林水産省)</td> <td>県</td> <td>59 箇所</td> <td>14,286</td> </tr> <tr> <td>(林野庁)</td> <td>〃</td> <td>40 箇所</td> <td>5,543</td> </tr> <tr> <td>(国土交通省)</td> <td>〃</td> <td>60 箇所</td> <td>19,335</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>〃</td> <td>630 箇所</td> <td>96,128</td> </tr> <tr> <td>県営ため池整備事業</td> <td>〃</td> <td>20 箇所</td> <td>2,666</td> </tr> <tr> <td>団体営ため池整備事業</td> <td>市 町</td> <td>78 箇所</td> <td>2,857</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2,834 箇所</td> <td>205,768</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市 町	約 310校 改築面積約 326,763㎡	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	約 636校 改築面積約 750,269㎡	124,689	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	約 843校 補強面積約 1,780,412㎡	64,192	計		約1,789校 延面積約2,857,444㎡	229,928	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	通常砂防事業	県	79 箇所	百万円 12,777	予防治山事業	〃	574 箇所	12,747	復旧治山事業	〃	1,294 箇所	39,429	地すべり対策事業	(小計) 159 箇所		39,164	(農林水産省)	県	59 箇所	14,286	(林野庁)	〃	40 箇所	5,543	(国土交通省)	〃	60 箇所	19,335	急傾斜地崩壊対策事業	〃	630 箇所	96,128	県営ため池整備事業	〃	20 箇所	2,666	団体営ため池整備事業	市 町	78 箇所	2,857	計		2,834 箇所	205,768
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市町村	約 310校 改築面積約 326,763㎡	百万円 41,047																																																																																																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 438校 改築面積約 587,565㎡	102,387																																																																																																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 440校 補強面積約 1,102,045㎡	34,540																																																																																																																																			
計		約1,188校 延面積約2,016,373㎡	177,974																																																																																																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																			
通常砂防事業	県	80 箇所	百万円 11,904																																																																																																																																			
予防治山事業	〃	466 箇所	9,666																																																																																																																																			
復旧治山事業	〃	1,069 箇所	31,411																																																																																																																																			
地すべり対策事業	(小計) 126 箇所		34,641																																																																																																																																			
(農林水産省)	県	52 箇所	13,073																																																																																																																																			
(林野庁)	〃	32 箇所	4,543																																																																																																																																			
(国土交通省)	〃	42 箇所	17,025																																																																																																																																			
急傾斜地崩壊対策事業	〃	507 箇所	81,458																																																																																																																																			
県営ため池整備事業	〃	20 箇所	2,666																																																																																																																																			
団体営ため池整備事業	市町村	78 箇所	2,857																																																																																																																																			
計		2,346 箇所	174,603																																																																																																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市 町	約 310校 改築面積約 326,763㎡	百万円 41,047																																																																																																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 636校 改築面積約 750,269㎡	124,689																																																																																																																																			
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 843校 補強面積約 1,780,412㎡	64,192																																																																																																																																			
計		約1,789校 延面積約2,857,444㎡	229,928																																																																																																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																																																			
通常砂防事業	県	79 箇所	百万円 12,777																																																																																																																																			
予防治山事業	〃	574 箇所	12,747																																																																																																																																			
復旧治山事業	〃	1,294 箇所	39,429																																																																																																																																			
地すべり対策事業	(小計) 159 箇所		39,164																																																																																																																																			
(農林水産省)	県	59 箇所	14,286																																																																																																																																			
(林野庁)	〃	40 箇所	5,543																																																																																																																																			
(国土交通省)	〃	60 箇所	19,335																																																																																																																																			
急傾斜地崩壊対策事業	〃	630 箇所	96,128																																																																																																																																			
県営ため池整備事業	〃	20 箇所	2,666																																																																																																																																			
団体営ため池整備事業	市 町	78 箇所	2,857																																																																																																																																			
計		2,834 箇所	205,768																																																																																																																																			

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																																																								
165	<p>2 津波による災害の防止 (1) 略 (2) 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="284 438 1525 1060"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小河川改修事業等</td> <td>県</td> <td>2河川</td> <td>百万円 7,872</td> </tr> <tr> <td>総合治水事業</td> <td>〃</td> <td>1河川</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>耐震対策河川事業</td> <td>〃</td> <td>12河川</td> <td>26,102</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸保全事業</td> <td>〃</td> <td>3海岸 堤防護岸 延長約 4,295m</td> <td>4,880</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>町村</td> <td>9海岸 4,755m</td> <td>6,255</td> </tr> <tr> <td>港湾海岸改修事業</td> <td>県</td> <td>11海岸 14,768m</td> <td>14,470</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>〃</td> <td>6海岸 8,129m</td> <td>6,870</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>66,749</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	中小河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,872	総合治水事業	〃	1河川	300	耐震対策河川事業	〃	12河川	26,102	漁港海岸保全事業	〃	3海岸 堤防護岸 延長約 4,295m	4,880	〃	町村	9海岸 4,755m	6,255	港湾海岸改修事業	県	11海岸 14,768m	14,470	海岸高潮対策事業	〃	6海岸 8,129m	6,870	計			66,749	<p>2 津波による災害の防止 (1) 略 (2) 略 (3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1584 438 2825 1060"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小河川改修事業等</td> <td>県</td> <td>2河川</td> <td>百万円 7,872</td> </tr> <tr> <td>総合治水事業</td> <td>〃</td> <td>1河川</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>耐震対策河川事業</td> <td>〃</td> <td>10河川</td> <td>24,823</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸保全事業</td> <td>〃</td> <td>3海岸 堤防護岸 延長約 4,295m</td> <td>6,181</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>市町</td> <td>9海岸 4,255m</td> <td>7,399</td> </tr> <tr> <td>港湾海岸改修事業</td> <td>県</td> <td>11海岸 15,711m</td> <td>17,798</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>〃</td> <td>6海岸 8,129m</td> <td>7,216</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>71,589</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	中小河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,872	総合治水事業	〃	1河川	300	耐震対策河川事業	〃	10河川	24,823	漁港海岸保全事業	〃	3海岸 堤防護岸 延長約 4,295m	6,181	〃	市町	9海岸 4,255m	7,399	港湾海岸改修事業	県	11海岸 15,711m	17,798	海岸高潮対策事業	〃	6海岸 8,129m	7,216	計			71,589
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
中小河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,872																																																																							
総合治水事業	〃	1河川	300																																																																							
耐震対策河川事業	〃	12河川	26,102																																																																							
漁港海岸保全事業	〃	3海岸 堤防護岸 延長約 4,295m	4,880																																																																							
〃	町村	9海岸 4,755m	6,255																																																																							
港湾海岸改修事業	県	11海岸 14,768m	14,470																																																																							
海岸高潮対策事業	〃	6海岸 8,129m	6,870																																																																							
計			66,749																																																																							
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
中小河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,872																																																																							
総合治水事業	〃	1河川	300																																																																							
耐震対策河川事業	〃	10河川	24,823																																																																							
漁港海岸保全事業	〃	3海岸 堤防護岸 延長約 4,295m	6,181																																																																							
〃	市町	9海岸 4,255m	7,399																																																																							
港湾海岸改修事業	県	11海岸 15,711m	17,798																																																																							
海岸高潮対策事業	〃	6海岸 8,129m	7,216																																																																							
計			71,589																																																																							

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行					修 正 案					
166	地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					
事業名	区分	承認計画事業費	事業主体別内容			事業名	区分	承認計画事業費	事業主体別内容		
			県	市町村	その他				県	市町	その他
避難地整備		27,385		27,385		避難地整備		26,199		26,199	
避難路整備		49,158	9,672	38,535	951	避難路整備		51,235	8,272	42,012	951
消防用施設整備		45,629		45,629		消防用施設整備		49,275		49,275	
緊急輸送路整備	防 災	30,876	30,876			緊急輸送路整備	防 災	31,231	31,231		
	改 良 等	153,911	153,911				改 良 等	172,346	168,952	3,394	
	港湾・漁港	8,441	7,993	448			港湾・漁港	9,080	8,632	448	
通信施設整備		5,424	1,134	4,290		通信施設整備		5,424	1,134	4,290	
緩衝緑地整備						緩衝緑地整備					
病院整備	非木造・改	12,997	1,580	7,484	3,933	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932
福祉施設整備	木造・改	10,866	42	7,753	3,071	福祉施設整備	木造・改	10,322	42	7,539	2,741
	非木造・改	12,548	2,129	3,708	6,711		非木造・改	15,734	2,129	3,488	10,117
	非木造・補	834	176	84	574		非木造・補	2,216	176	1,429	611
学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047		学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047	
	非木造・改	102,387		102,387			非木造・改	124,689		124,689	
	非木造・補	34,540		34,540			非木造・補	64,192		64,192	
津波対策	中小河川	34,274	34,274			津波対策	中小河川	32,995	32,995		
	海岸等	32,475	26,220	6,255			海岸等	38,594	31,195	7,399	
山崩れ等防止	建 設	110,387	110,387			山崩れ等防止	建 設	128,240	128,240		
	林野等	45,620	45,620				林野等	57,719	57,719		
	農地等	18,596	15,739	2,857			農地等	19,809	16,952	2,857	
合 計		777,395	439,753	322,402	15,240	合 計	893,338	489,244	385,742	18,352	

注 この表は、平成13年3月30日、内閣総理大臣の変更承認を得た地震対策緊急整備事業計画である。

注 この表は、平成18年3月30日、内閣総理大臣の変更承認を得た地震対策緊急整備事業計画である。

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																			
167	<p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画 略</p> <p>33-2 地域の防災構造化 略</p> <p>4 電線共同溝の整備 略</p> <p>(2) 整備の水準 <u>整備中の電線共同溝事業について完了する。</u></p>	<p>第3編 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>第3章 地震防災緊急事業五箇年計画 略</p> <p>33-2 地域の防災構造化 略</p> <p>4 電線共同溝の整備 略</p> <p>(2) 整備の水準 <u>市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。</u></p>																			
169	<p>33-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 事業の目的 知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送道路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送道路のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所を改良を行う。また、多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送漁港に関連する農道の整備を図る。</p>	<p>33-3 緊急輸送路の整備</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 事業の目的 知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。</p> <p>(2) 整備の水準 知事の指定する1次、2次、3次緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所を改良を行う。また、多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送漁港に関連する農道の整備を図る。</p>																			
169	<p>4 電線共同溝の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="326 1438 1513 1543"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td>県</td> <td>電線共同溝 10箇所 5,805m</td> <td>4,980百万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	電線共同溝 10箇所 5,805m	4,980百万円	<p>4 電線共同溝の整備 略</p> <p>(3) 事業総括表</p> <table border="1" data-bbox="1573 1438 2745 1585"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路事業</td> <td>県</td> <td>電線共同溝 9箇所 5,565m</td> <td>4,770百万円</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>電線共同溝 1箇所 240m</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県	電線共同溝 9箇所 5,565m	4,770百万円	市	電線共同溝 1箇所 240m	210
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																		
道路事業	県	電線共同溝 10箇所 5,805m	4,980百万円																		
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																		
道路事業	県	電線共同溝 9箇所 5,565m	4,770百万円																		
	市	電線共同溝 1箇所 240m	210																		
174	<p>地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (表中) 電線共同溝 道路 県 <u>4,980</u></p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (表中) 電線共同溝 道路 県 <u>4,770</u> 市町 <u>210</u></p>																			

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
175 176 177 178	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 略 計画の内容 41-1 県 略 【警戒宣言発令時】 略</p> <p>2 職員動員及び配備 (1) 職員の動員及び配備は、地震災害警戒本部等運営要領及び地震防災応急(災害)対策要員指名要領の定めるところによる。 略</p> <p>41-2 市町村 【注意情報発表時時】</p> <p>3 消防、水防機関の措置 (1) 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 略</p> <p>2 所掌事務 略 (2) 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。 ア 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）は、市町村警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。 略</p> <p>41-3 防災関係機関 略 【警戒宣言発令時】 1 指定地方行政機関 略</p>	<p>第4編 地震防災応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 略 計画の内容 41-1 県 略 【警戒宣言発令時】 略</p> <p>2 職員動員及び配備 (1) 職員の動員及び配備は、地震災害警戒本部等運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 略</p> <p>41-2 市町村 【注意情報発表時時】</p> <p>3 消防、水防機関の措置 (1) 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 略</p> <p>2 所掌事務 略 (2) 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。 ア 消防本部は、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。 略</p> <p>41-3 防災関係機関 略 【警戒宣言発令時】 1 指定地方行政機関 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
178	<p>(8) 経済産業省関東経済産業局 略 ウ 危険物等の保安の確保 (9) 経済産業省中部経済産業局 電気、ガスの保安の確保</p> <p>(10) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 ア 施設対策等 略 (ウ) 営繕施設対策等 (エ) 電気通信施設等対策等</p>	<p>(8) 経済産業省関東経済産業局 略 (ウ) 危険物等の保安の確保 (9) 経済産業省中部経済産業局 電気、ガスの供給確保指導 (10) 関東東北産業保安監督部 <u>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安確保</u> <u>イ 鉱山における復旧、復興対策に関する措置</u> (11) 中部近畿産業保安監督部 <u>電気、ガスの保安の確保</u> (12) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 ア 施設対策等 略 (ウ) <u>港湾施設対策等</u> (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設等対策等</p>
179	<p>(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 第三管区海上保安本部 略 イ <u>管内各港における船舶の入港制限</u> 略</p> <p>2 指定公共機関 略 (4) 日本銀行 ア <u>金融機関の手許現金保有状況の把握</u> イ <u>金融機関相互間における現金融通のあつせんないしは、予め寄託した銀行券の活用</u> ウ <u>金融機関窓口業務等の運営についての要請</u> 略 (7) <u>日本道路公団</u></p>	<p>(13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 第三管区海上保安本部 略 イ <u>港内における船舶交通の制限、禁止</u> 略</p> <p>2 指定公共機関 略 (4) 日本銀行 ア <u>東海地震予知情報等の伝達、避難誘導</u> イ <u>通貨の円滑な供給の確保</u> ウ <u>金融機関の業務運営に係る措置</u> エ <u>地震防災応急対策に関する広報</u> 略 (7) <u>中日本高速道路株式会社</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
180	略 (11)東京電力株式会社、中部電力株式会社 ア 支店及び <u>発電所等</u> に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 略 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して <u>応急出勤</u> に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保 略 3 指定地方公共機関 略 (3) 社団法人静岡県 <u>プロパン</u> ガス協会 略	略 (11)東京電力株式会社、中部電力株式会社 ア 支店及び <u>各事業場等</u> に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 略 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して <u>緊急出勤</u> に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保 略 3 指定地方公共機関 略 (3) 社団法人静岡県 <u>エルピー</u> ガス協会 略
188	第7章 避難活動	第7章 避難活動
189	略 5 避難状況の報告 (1) 市町村は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は <u>所轄</u> 警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 略 47-2 避難地の設置及び避難生活 略 2 避難地の設置及び避難生活 略 (4)避難地の運営 略 ウ 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者及び <u>プライバシー</u> に配慮するものとする。	略 5 避難状況の報告 (1) 市町村は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は <u>当該市町の区域にある</u> 警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 略 47-2 避難地の設置及び避難生活 略 2 避難地の設置及び避難生活 略 (4)避難地の運営 略 ウ 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者、 <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等</u> に配慮するものとする。
190	第8章 社会秩序を維持する活動 略 1 予想される混乱 略 (3) 電話の <u>ふくそう</u> 2 県の実施事項	第8章 社会秩序を維持する活動 略 1 予想される混乱 略 (3) 電話の <u>輻輳</u> 2 県の実施事項

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
190	<p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。</p> <p>なお、必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。</p> <p>なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。</p> <p>略</p>
191	<p>第9章 交通の確保活動</p> <p>略</p> <p>計画の内容</p> <p>49-1 陸上交通の確保対策</p> <p>略</p> <p>2 交通規制の方針</p> <p>略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>略</p> <p>(2) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。</p> <p>略</p> <p>3 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。</p> <p>略</p>	<p>第9章 交通の確保活動</p> <p>略</p> <p>計画の内容</p> <p>49-1 陸上交通の確保対策</p> <p>略</p> <p>2 交通規制の方針</p> <p>略</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <p>略</p> <p>(2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。</p> <p>略</p> <p>3 交通規制計画</p> <p>県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。</p> <p>略</p>
192	<p>(3) 東名高速道路の流入制限</p> <p>東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を禁止する。</p> <p>略</p> <p>(5) 緊急輸送路等を確保するための措置</p> <p>ア 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。</p> <p>略</p>	<p>(3) 東名高速道路の流入制限</p> <p>東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。</p> <p>略</p> <p>(5) 緊急交通路等を確保するための措置</p> <p>ア 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
192	<p>49-2 海上交通の確保対策 略 【警戒宣言発令時】 1 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港 略 (1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の<u>規制</u>を行う。 略</p>	<p>49-2 海上交通の確保対策 略 【警戒宣言発令時】 1 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港 略 (1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、<u>船舶交通の制限</u>を行う。 略</p>
193	<p>第10章 地域への救援活動 計画の内容 略 【警戒宣言発令時】 略</p>	<p>第10章 地域への救援活動 計画作成の主旨 略 【警戒宣言発令時】 略</p>
194	<p>410-3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理 略 1 医療救護活動 略</p>	<p>410-3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理 略 1 医療救護活動 <u>県及び市町は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。</u></p>
195	<p>2 防疫及び保健衛生活動 (1) 市町村 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 (2) 自主防災組織 自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。</p>	<p>2 防疫及び保健衛生活動 <u>(1) 県</u> <u>国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。</u> <u>(2) 市町</u> <u>ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。</u> <u>イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。</u> <u>(3) 自主防災組織</u> 自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。</p>
195	<p>3 廃棄物処理 3-2 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理 (1) 県</p>	<p>3 廃棄物処理 3-2 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理 (1) 県</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
<p>196</p>	<p>略 ウ 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに<u>ゴミ</u>処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。</p> <p>第11章 県有施設設備の防災措置 略 計画の内容 1 無線通信施設等 略 (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。</p> <p>略 2 公共施設等 略 【警戒宣言発令時】 (4) 道路 ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を<u>パトロールカー</u>、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。 イ <u>緊急輸送路</u>及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 略 エ <u>道路パトロール</u>に努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 略</p>	<p>略 ウ 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに<u>ゴミ</u>処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。</p> <p>第11章 県有施設設備の防災措置 略 計画の内容 1 無線通信施設等 略 (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。</p> <p>略 2 公共施設等 略 【警戒宣言発令時】 (4) 道路 ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び<u>東海</u>地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。 イ <u>緊急交通路</u>及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 略 エ <u>地震</u>発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 略</p>
<p>198</p>		

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
198	<p>第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 略 計画の内容 【注意情報発表時】 略 7 鉄道 (1) 旅客列車は平常どおり運行を継続するが、長距離夜行列車及び貨物列車は強化地域内へ進入しない。 (2) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の列車の運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法の確認、食料・飲料水の備蓄状況の確認などの準備的措置を実施する。</p> <p>略 【警戒宣言発令時】</p>	<p>第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 略 計画の内容 【東海地震注意情報発表時】 略 7 鉄道 <u>ア 列車の運転規制等</u> <u>(ア) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</u> <u>(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。</u> <u>イ 旅客等に対する対応</u> <u>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</u></p> <p>略 【警戒宣言発令時】</p>
200	<p>2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社） 略 (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保措置等を行う。</p> <p>略</p>	<p>2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社） 略 (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の<u>確保等の措置</u>を行う。</p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
201	<p>7 鉄道 （指定公共機関である鉄道）</p> <p>(1) 列車の運転規制等</p> <p><u>ア 強化地域内へ向かう列車については、新幹線は、新横浜、名古屋の各駅、東海道本線は藤沢、尾張一宮の各駅において、強化地域への進入を禁止する。</u></p> <p><u>イ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの駅等まで安全な速度で運転し、停車する。ただし、新幹線は、名古屋・新大阪間で運行を継続する。</u></p> <p><u>また、新幹線については熱海、東海道本線については吉原、由比、清水、焼津、金谷、舞阪、弁天島、新居町の各駅では列車を停車させない。</u></p> <p>(2) 旅客の避難、救護</p> <p><u>ア 放送及び掲示等により警戒宣言の発令及び地震予知情報の内容を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。この場合、自己の責任で行動を希望する旅客以外の旅客については、市町村の定める避難地へ誘導する。</u></p> <p><u>イ 避難地の運営は、市町村と連携して行う。</u></p> <p><u>また、避難旅客のための物資及び食糧等を準備し、市町村と連携して避難旅客に提供する。</u></p> <p><u>ウ 避難旅客に対し、列車の運行状況等の情報を提供する。</u></p> <p><u>エ 避難旅客に病人が発生した場合は、病院等へ移送することとし、市町村と連携して対応する。</u></p> <p>略</p>	<p>7 鉄道 （指定公共機関である鉄道）</p> <p>(1) 列車の運転規制等</p> <p><u>ア 新幹線</u></p> <p><u>(ア) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。</u></p> <p><u>(イ) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。</u></p> <p><u>(ウ) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。</u></p> <p><u>イ 在来線</u></p> <p><u>(ア) 強化地域への進入を禁止する。</u></p> <p><u>(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</u></p> <p><u>(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</u></p> <p>(2) 旅客等に対する対応</p> <p><u>ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</u></p> <p><u>イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</u></p> <p>略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
209	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>51-1 県 略</p> <p>2 職員動員及び配備 (1) 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急（災害）対策要員指名要領の定めるところによる。 略</p>	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>51-1 県 略</p> <p>2 職員動員及び配備 (1) 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 略</p>
210	<p>51-3 防災関係機関 略</p> <p>1 指定地方行政機関 略</p>	<p>51-3 防災関係機関 略</p> <p>1 指定地方行政機関 略</p>
211	<p>(3) 財務省東海財務局 ア 被災者の資金需要状況等に応じ、相当と認められる機関又は団体との緊密な連携をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 略</p> <p>(5) 厚生労働省静岡労働局 略</p> <p>ウ 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置 略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 管轄する河川、道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 営繕施設対策等</p>	<p>(3) 財務省東海財務局 ア 被災者の資金需要状況等に応じ、相当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 略</p> <p>(5) 厚生労働省静岡労働局 略</p> <p><u>(削除)</u> 略</p> <p>(13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 管轄する河川、道路、<u>港湾</u>について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 <u>(ウ) 港湾施設対策等</u> <u>(エ) 営繕施設対策等</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
211	(エ) 電気通信施設対策等 略 (14) 国土交通省中部地方整備局（旧第五港湾建設局） ア 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 イ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (15) 国土交通省中部運輸局 (16) 国土交通省東京航空局東京空港事務所 (17) 東京管区气象台（静岡地方气象台） (18) 第三管区海上保安本部	(オ) 電気通信施設対策等 略 (削除) (14) 国土交通省中部運輸局 (15) 国土交通省東京航空局東京空港事務所 (16) 東京管区气象台（静岡地方气象台） (17) 第三管区海上保安本部
212	2 指定公共機関 略 (4) 日本銀行 ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換え イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあっせん・要請 エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関への要請 オ 各種金融措置に関する広報 略	2 指定公共機関 略 (4) 日本銀行 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報 略
213	(7) 日本道路公団 略 ウ 県公安委員会が行う緊急輸送路の確保に関する交通規制への協力 略 3 指定地法公共機関 略 (3) 社団法人静岡県プロパンガス協会 略 (4) 静岡県道路公社 略 ウ 県公安委員会が行う緊急輸送路確保に関する交通規制への協力 略	(7) 中日本高速道路株式会社 略 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 略 3 指定地法公共機関 略 (3) 社団法人静岡県エルピーガス協会 略 (4) 静岡県道路公社 略 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 略

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
219	第4章 緊急輸送活動 計画の内容 略	第4章 緊急輸送活動 計画の内容 略
220	3 緊急輸送体制の確立 略 (2) 海上輸送体制 略 イ 輸送手段の確保 略 (ア) <u>防災船及びその他の県有船舶</u>	3 緊急輸送体制の確立 略 (2) 海上輸送体制 略 イ 輸送手段の確保 略 (ア) 県有船舶
222	第5章 広域応援活動 計画の内容 55-1 行政機関及び民間団体の応援活動 略	第5章 広域応援活動 計画の内容 55-1 行政機関及び民間団体の応援活動 略
223	2 県警察 県公安委員会は、 <u>県内警備力を持って災害に対処することができない場合</u> 、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条第1項に基づく援助を要求する。 略	2 県警察 県公安委員会は、 <u>大規模な被害が発生した場合</u> 、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条第1項に基づく援助を要求する <u>ことができる</u> 。 略
226	第6章 災害の拡大防止活動 計画の内容 略	第6章 災害の拡大防止活動 計画の内容 略
227	56-3 人命の救出活動 2 県 (2) 災害救助法に基づく県の実施事項については、一般対策編による。 <u>ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。</u>	56-3 人命の救出活動 2 県 (2) 災害救助法に基づく県の実施事項については、一般対策編による。
228	56-4 被災建築物等に対する安全対策 1 被災建築物等に対する安全対策の基本方針 地震により建築物等が被害を受けたときは、 <u>その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。</u>	56-4 被災建築物等に対する安全対策 1 被災建築物 <u>及び被災宅地等に対する危険度判定</u> 地震により建築物 <u>及び宅地等</u> が被害を受けたときは、余震等による <u>二次災害</u> を防止するため、次の安全対策を実施する。

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
228	<p>(1) 県及び市町村は、(社)静岡県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 県及び市町村は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(1) <u>市町</u> <u>ア 建築物</u> <u>市町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</u></p> <p><u>イ 宅地等</u> <u>市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</u></p> <p>(2) <u>県</u> <u>ア 建築物</u> <u>県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</u></p> <p><u>イ 宅地等</u> <u>県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</u></p> <p>(3) <u>県民</u> <u>ア 県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</u> <u>イ 県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
228	第7章 避難活動	第7章 避難活動
	計画の内容	計画の内容
231	57-2 避難所の設置及び避難生活	57-2 避難所の設置及び避難生活
	略	略
	2 避難所の設置及び避難生活	2 避難所の設置及び避難生活
	略	略
		<u>(3) 福祉避難所、2次的避難所</u>
		<u>市町は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。また、市町は福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。</u>
		<u>県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料編（19-4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。</u>
	(3) 略	(4) 略
	(4) 避難所の運営	(5) 避難所の運営
	略	略
232	ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者及びプライバシーに配慮するものとする。	ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、 <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等</u> に配慮するものとする。
	略	略
	(5) その他	(6) その他
	ア 災害救助法に基づく県の実施事項は一般対策編による。 <u>ただし、実施期間</u>	ア 災害救助法に基づく県の実施事項は一般対策編による。
	については必要に応じ延長する。	略
	略	略
233	第9章 交通の確保対策	第9章 交通の確保対策
	計画の内容	計画の内容
	59-1 陸上交通の確保	59-1 陸上交通の確保
	略	略

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
234	<p>3 陸上交通確保の基本方針 略 (5) 道路関係者は、<u>緊急輸送路</u>に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 略</p>	<p>3 陸上交通確保の基本方針 略 (5) 道路関係者は、<u>緊急交通路</u>に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 略</p>
235	<p>6 緊急通行車両の確認等 略</p> <p>59-2 海上交通の確保 1 情報の収集 県は運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町村、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。</p> <p>2 海上交通の規制 (1) 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲・日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。</p>	<p>6 <u>県知事又は県公安委員会による</u>緊急通行車両の確認等 略</p> <p>59-2 海上交通の確保 1 情報の収集 県は<u>地方整備局</u>、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町村、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。</p> <p>2 海上交通の<u>制限</u> (1) 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に<u>及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。</u></p>
236	<p>第10章 地域への救援活動 略</p>	<p>第10章 地域への救援活動 略</p>
238	<p>510-4 医療救護活動 1 医療活動の基本方針 略</p> <p>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院 略 (2) 救護病院 略 イ 活動</p>	<p>510-4 医療救護活動 1 医療活動の基本方針 略 <u>(7) 県及び市町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</u> 略 2 救護所、救護病院及び災害拠点病院 略 (2) 救護病院 略 イ 活動</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
239	<p>略</p> <p>(ウ) 災害拠点病院への患者搬送の手配</p> <p>略</p> <p>(4) 災害拠点病院</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町村の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れを行う。</p> <p>3 県</p> <p>略</p> <p>(2) 知事は、市町村から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び静岡県医薬品卸協同組合等から調達・あっせんを図る。</p>	<p>略</p> <p>(ウ) 災害拠点病院、<u>広域搬送拠点</u>への患者搬送の手配</p> <p>略</p> <p>(4) 災害拠点病院</p> <p>略</p> <p>イ 活動</p> <p>他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れのほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町村の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、<u>広域搬送拠点への患者搬送手配</u>を行う。</p> <p>3 県</p> <p>略</p> <p>(2) 知事は、市町村から医薬品等の調達について要請があったときは医薬品備蓄センター及び<u>静岡県医薬品卸業協会</u>等から調達・あっせんを図る。</p>
240	<p>510-5 し尿処理</p> <p><u>1</u> 県</p> <p>略</p> <p>(2) 市町村の要請に基づき、県内市町村、他県、国に対して、し尿処理の応援を要請する。</p> <p>略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>510-5 し尿処理</p> <p><u>1</u> <u>基本方針</u></p> <p><u>し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。</u></p> <p><u>2</u> 県</p> <p>略</p> <p>(2) 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国<u>又は関係団体</u>に対して、し尿処理の応援を要請する。</p> <p>略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
240	<p>510-6 廃棄物（生活系）処理</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 県民 (1) <u>ゴミ</u>の分別、搬出については、市町村の指導に従う。 略</p>	<p>510-6 廃棄物（生活系）処理</p> <p><u>1 基本方針</u> <u>生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、マニュアル（震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 県民 (1) <u>ごみ</u>の分別、搬出については、市町村の指導に従う。 略</p>
243	<p>510-10 応急住宅の確保</p> <p>1 基本方針 避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（<u>応急仮設住宅標準マニュアル</u>）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。</p> <p>2 県 略 (6) 応急住宅の入居者の認定及び管理 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人等、災害時要援護者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 略</p> <p>3 市町村 略</p>	<p>510-10 応急住宅の確保</p> <p>1 基本方針 避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（<u>災害時の応急住宅対策マニュアル</u>）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。</p> <p>2 県 略 (6) 応急住宅の入居者の認定及び管理 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、<u>乳幼児、妊産婦</u>等、災害時要援護者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 略</p> <p>3 市町 略</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
244	<p>(6) 応急住宅の管理 ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。<u>各</u>応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 略</p> <p>(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町村長は、市町村のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 略</p> <p>510-11 ボランティア活動への支援 1 基本方針 応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時におけるボランティア活動参加のための手引き）に<u>従い</u>、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p>	<p>(6) 応急住宅の管理 ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 略</p> <p>(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町村長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 略</p> <p>510-11 ボランティア活動への支援 1 基本方針 応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p>
245	<p>2 県 (1) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用 ア 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(社福)静岡県社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの配置整理等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 イ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、静岡県ボランティアセンター・静岡県ボランティア協会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ウ 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換及び協議等を行う。</p>	<p>2 県 (1) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用 ア 県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 イ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ウ 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
245	<p>3 市町村</p> <p>(1) 市町村災害ボランティア本部の設置、運用</p> <p>略</p> <p>イ 市町村災害ボランティア本部は、市町村ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</p> <p>ウ 市町村は、随時、情報交換及び協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町村災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。</p>	<p>3 市町</p> <p>(1) 市町災害ボランティア本部の設置、運用</p> <p>略</p> <p>イ 市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</p> <p>ウ 市町村は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町村災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。</p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
255 256 257 258	<p>第6編 復旧・復興対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>61-4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略</p> <p>(10) 関東東北産業保安監督部 鉾山における復旧・復興対策に関する措置 略</p> <p>(11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)</p> <p>2 指定公共機関 略</p> <p>(4) 日本銀行 ア 被害状況の実態把握と復旧・復興事業に対する融資円滑化のための金融機関への要請</p> <p>イ 各種金融措置に関する広報 略</p> <p>(7) <u>日本道路公団</u></p>	<p>第6編 復旧・復興対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容</p> <p>61-4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略</p> <p><u>(10) 経済産業省中部経済産業局 電気、ガスの供給確保指導</u></p> <p><u>(11) 関東東北産業保安監督部 ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安確保 イ 鉾山における復旧・復興対策に関する措置</u></p> <p><u>(12)</u> <u>(13)</u> <u>(14)</u> <u>(15)</u> <u>(16)</u> <u>(17)</u> <u>(18)</u></p> <p>2 指定公共機関 略</p> <p>(4) 日本銀行 ア 被害状況の実態把握</p> <p><u>イ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>ウ 各種措置に関する広報</u> 略</p> <p>(7) <u>中日本高速道路株式会社</u></p>

静岡県地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
258	<p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 <u>ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ</u>を迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 <u>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</u> <u>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</u> 略</p>	<p>(8) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 <u>災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</u> 略</p>
259	<p>3 指定地法公共機関 略 (2) 社団法人静岡県プロパンガス協会 略</p>	<p>3 指定地法公共機関 略 (2) 社団法人静岡県<u>エルピー</u>ガス協会 略</p>

ページ	現 行	修 正 案																																														
<p>全般</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p><u>市町村</u> <u>相良町</u> <u>関係市町</u> <u>周辺市町</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針 地域防災計画（原子力対策編）の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月29日改訂、以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="398 738 1151 1422"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>関東管区警察局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東海財務局 (静岡財務事務所)</td><td>災害時における財務金融対策並びに関係機関との連絡調整</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>関東農政局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部経済産業局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部陸運局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東京航空局東京空港事務所</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東海総合通信局</td><td>1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害地域における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査</td></tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	関東管区警察局	(略)	東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財務金融対策並びに関係機関との連絡調整	東海北陸厚生局	(略)	関東農政局	(略)	中部経済産業局	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	中部陸運局	(略)	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(略)	東京航空局東京空港事務所	(略)	東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害地域における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査	<p><u>市町</u> <u>牧之原市</u> <u>関係市</u> <u>周辺市</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針 地域防災計画（原子力対策編）の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1256 738 2009 1422"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>関東管区警察局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東海総合通信局</td><td>1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること</td></tr> <tr><td>東海財務局 (静岡財務事務所)</td><td>災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>静岡労働局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>関東農政局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部経済産業局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部地方整備局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部陸運局</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	関東管区警察局	(略)	東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること	東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整	東海北陸厚生局	(略)	静岡労働局	(略)	関東農政局	(略)	中部経済産業局	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	中部地方整備局	(略)	中部陸運局	(略)
機関名	所掌事務																																															
関東管区警察局	(略)																																															
東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財務金融対策並びに関係機関との連絡調整																																															
東海北陸厚生局	(略)																																															
関東農政局	(略)																																															
中部経済産業局	(略)																																															
中部近畿産業保安監督部	(略)																																															
中部陸運局	(略)																																															
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)																																															
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(略)																																															
東京航空局東京空港事務所	(略)																																															
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害地域における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査																																															
機関名	所掌事務																																															
関東管区警察局	(略)																																															
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること																																															
東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整																																															
東海北陸厚生局	(略)																																															
静岡労働局	(略)																																															
関東農政局	(略)																																															
中部経済産業局	(略)																																															
中部近畿産業保安監督部	(略)																																															
中部地方整備局	(略)																																															
中部陸運局	(略)																																															

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																				
4	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 各種非常通信訓練の実施又は指導 6 非常通信協議会の育成指導</td> </tr> <tr> <td>静岡労働局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 各種非常通信訓練の実施又は指導 6 非常通信協議会の育成指導	静岡労働局	(略)	中部地方整備局	(略)	<table border="1"> <tr> <td>東京航空局東京空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	東京航空局東京空港事務所	(略)	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(略)								
		4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 各種非常通信訓練の実施又は指導 6 非常通信協議会の育成指導																				
	静岡労働局	(略)																				
	中部地方整備局	(略)																				
東京航空局東京空港事務所	(略)																					
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)																					
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(略)																					
3 指定公共機関及び指定地方公共機関等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本道路公団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(略)	(略)	日本道路公団	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター</td> <td>1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)</td> </tr> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>緊急被ばく医療に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	(略)	(略)	(略)	(独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)	(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること
機関名	所掌事務																					
(略)	(略)																					
日本道路公団	(略)																					
(略)	(略)																					
機関名	所掌事務																					
(略)	(略)																					
中日本高速道路株式会社	(略)																					
(略)	(略)																					
(独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)																					
(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること																					
4	4 消防機関	4 消防機関																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相良町・御前崎市広域施設組合消防本部</td> <td>1 住民等に関する広報及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部</td> <td>2 緊急時医療措置に対する協力</td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部</td> <td>3 防護区域の防火対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 立入制限及び交通規制の協力</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	相良町・御前崎市広域施設組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導	菊川市消防本部	2 緊急時医療措置に対する協力	掛川市消防本部	3 防護区域の防火対策		4 立入制限及び交通規制の協力	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部</td> <td>1 住民等に関する広報及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部</td> <td>2 緊急時医療措置に対する協力</td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部</td> <td>3 防護区域の防火対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 立入制限及び交通規制の協力</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導	菊川市消防本部	2 緊急時医療措置に対する協力	掛川市消防本部	3 防護区域の防火対策		4 立入制限及び交通規制の協力
機 関 名	所 掌 事 務																					
相良町・御前崎市広域施設組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導																					
菊川市消防本部	2 緊急時医療措置に対する協力																					
掛川市消防本部	3 防護区域の防火対策																					
	4 立入制限及び交通規制の協力																					
機 関 名	所 掌 事 務																					
牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導																					
菊川市消防本部	2 緊急時医療措置に対する協力																					
掛川市消防本部	3 防護区域の防火対策																					
	4 立入制限及び交通規制の協力																					

ページ	現 行	修 正 案
1 1	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第6節 災害応急体制の整備</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、<u>国、関係市町</u>とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び<u>関係市町</u>のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構</u>等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた機能グループを設け、国、県、<u>関係市町</u>及び原子力事業者のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第6節 災害応急体制の整備</p> <p>3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、<u>関係市</u>とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び<u>関係市</u>のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、<u>(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構</u>等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた機能グループを設け、国、県、<u>関係市</u>及び原子力事業者のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>
1 4	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>略</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所の整備</p> <p>略</p> <p><u>(2) 福祉避難所の整備</u></p> <p>県は、<u>関係市</u>に対し、要援護者を避難させるため、<u>社会福</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
	<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 略</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備 略</p>	<p><u>社施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保に努めるよう助言するものとする。</u></p> <p>(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 略</p> <p>(4) コンクリート屋内退避体制の整備 略</p>

ページ	現 行	修 正 案
<p>2 6</p> <p>2 9</p>	<p><u>第3章 原子力災害応急対策</u></p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>2 災害時要援護者への配慮</p> <p>県は関係市町と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障害者、自動、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(1) <u>県は、放射線被ばく又は放射能汚染の有無の検査（以下「スクリーニング」という。）並びに緊急時の医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な実施内容については、緊急時医療活動実施要領に定める。</u></p> <p>また、県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>① <u>一般的な傷病の検査及びスクリーニング</u></p> <p><u>近隣の医療機関及び保健所は、周辺住民等が心理的不安等から検査等を求めてきたときは、一般的な傷病の有無を検査するとともに、県放射線技師会等の協力を得てスクリーニングを行う。</u></p> <p><u>避難等を実施した場合においては、避難所等において近隣の医療機関、保健所、県放射線技師会等がスクリーニングを実施する。</u></p> <p>② <u>緊急時の医療措置</u></p>	<p><u>第3章 原子力災害応急対策</u></p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>2 災害時要援護者への配慮</p> <p>県は関係市町と協力し、避難誘導、<u>避難所及び福祉避難所</u>での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障害者、自動、妊婦の<u>避難所及び福祉避難所</u>での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び<u>緊急被ばく医療活動</u></p> <p>2 <u>緊急被ばく医療活動等</u></p> <p>(1) <u>県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。</u></p> <p>(2) 県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(3) <u>近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</u></p> <p>(4) <u>緊急被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、そ</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																																																				
	<p>原子力防災対策上考慮すべき傷病を次表のとおり3群に分類し、それぞれの分類でその傷病に応じた緊急時の医療措置を対応医療機関が講ずるものとする。</p>	<p>それぞれの分類に応じた緊急被ばく医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。</p>																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病の程度とその症状</th> <th>第1群</th> <th>第2群</th> <th>第3群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等</td> <td>急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）</td> <td>臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応区分</td> <td>傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</td> <td>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じ甲状腺モニタリング、並びに身体、尿及び血液の放射能の計測を行う。また、一般的傷病等が複合している場合、その重篤度に応じて放射能汚染が拡大しないよう留意しつつ医療措置を施す。</td> <td>第2群対応医療機関で遂行の困難な放射能除染、治療及び追跡調査を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応医療機関</td> <td>①当該地域の保健所（別表3-8-1） ②周辺診療所（医師会）（別表3-8-1） ③近隣病院（別表3-8-1） ④日本赤十字社静岡県支部（別表3-8-1）</td> <td>県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院（別表3-8-2）</td> <td>放射線医学総合研究所（別表3-8-3）</td> </tr> <tr> <td>搬送機関</td> <td>歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て関係市町及び消防機関が行う。</td> <td>医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。</td> <td>放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。</td> </tr> </tbody> </table>	傷病の程度とその症状	第1群	第2群	第3群	放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）		対応区分	傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。	放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じ甲状腺モニタリング、並びに身体、尿及び血液の放射能の計測を行う。また、一般的傷病等が複合している場合、その重篤度に応じて放射能汚染が拡大しないよう留意しつつ医療措置を施す。	第2群対応医療機関で遂行の困難な放射能除染、治療及び追跡調査を行う。	医療措置				対応医療機関	①当該地域の保健所（別表3-8-1） ②周辺診療所（医師会）（別表3-8-1） ③近隣病院（別表3-8-1） ④日本赤十字社静岡県支部（別表3-8-1）	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院（別表3-8-2）	放射線医学総合研究所（別表3-8-3）	搬送機関	歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初期被ばく医療</th> <th>二次被ばく医療</th> <th>三次被ばく医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療機能</td> <td>外来診療</td> <td>入院診療</td> <td>専門的入院診療</td> </tr> <tr> <td>医療機関等</td> <td>1 救護所等（避難所）（※1） 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院</td> <td>県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院（別表3-8-3）</td> <td>放射線医学総合研究所（別表3-8-4）</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング、線量評価（※2）</td> <td>1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価</td> <td>1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（三次被ばく医療機関からの技術支援）</td> <td>1 高度専門的な個人線量評価</td> </tr> <tr> <td>除染</td> <td>ふき取り等の簡易な除染等</td> <td>シャワー設備等を利用した除染等</td> <td>初期及び二次医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染</td> </tr> <tr> <td>診療</td> <td>1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4 内部被ばく患者に対する初期対応等</td> <td>1 局所被ばく患者の診療開始 2 高線量被ばく患者の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等</td> <td>1 重篤な局所被ばく患者の診療 2 高線量被ばく患者の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等</td> </tr> <tr> <td>資機材等</td> <td>被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等</td> <td>除染用シャワー設備等</td> <td>専門的線量評価資機材等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	医療機関等	1 救護所等（避難所）（※1） 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院（別表3-8-3）	放射線医学総合研究所（別表3-8-4）	スクリーニング、線量評価（※2）	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（三次被ばく医療機関からの技術支援）	1 高度専門的な個人線量評価	除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	初期及び二次医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染	診療	1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4 内部被ばく患者に対する初期対応等	1 局所被ばく患者の診療開始 2 高線量被ばく患者の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等	1 重篤な局所被ばく患者の診療 2 高線量被ばく患者の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等	資機材等	被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
傷病の程度とその症状	第1群	第2群	第3群																																																			
放射線被ばく、又は放射能汚染とは直接関係なく、緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化等	急性障害は生じない程度の放射線被ばく、又は体表面及び体内の軽度の放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく又は放射能汚染（一般的傷病等との複合を含む。）																																																				
対応区分	傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。	放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じ甲状腺モニタリング、並びに身体、尿及び血液の放射能の計測を行う。また、一般的傷病等が複合している場合、その重篤度に応じて放射能汚染が拡大しないよう留意しつつ医療措置を施す。	第2群対応医療機関で遂行の困難な放射能除染、治療及び追跡調査を行う。																																																			
医療措置																																																						
対応医療機関	①当該地域の保健所（別表3-8-1） ②周辺診療所（医師会）（別表3-8-1） ③近隣病院（別表3-8-1） ④日本赤十字社静岡県支部（別表3-8-1）	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院（別表3-8-2）	放射線医学総合研究所（別表3-8-3）																																																			
搬送機関	歩行困難な者については、自主防災組織の協力を得て関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。																																																			
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療																																																			
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療																																																			
医療機関等	1 救護所等（避難所）（※1） 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院（別表3-8-3）	放射線医学総合研究所（別表3-8-4）																																																			
スクリーニング、線量評価（※2）	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価（三次被ばく医療機関からの技術支援）	1 高度専門的な個人線量評価																																																			
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	初期及び二次医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染																																																			
診療	1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4 内部被ばく患者に対する初期対応等	1 局所被ばく患者の診療開始 2 高線量被ばく患者の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等	1 重篤な局所被ばく患者の診療 2 高線量被ばく患者の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等																																																			
資機材等	被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等																																																			

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案			
	<p>(2) 県は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所及び避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。</p> <p>(4) 県は、自ら必要と認める場合又は関係市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、</p>	<p>支援機能</p> <p>医療機関と浜岡原子力発電所の連携(各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等)</p>	<p>1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣</p> <p>2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等</p>	<p>1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣</p> <p>2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等</p>	<p>1 他の緊急被ばく医療機関への技術的支援、専門家派遣</p> <p>2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等</p>
		<p>連携</p> <p>1 外来診療で完結</p> <p>2 外来診療→転送(※3)</p>	<p>1 入院診療</p> <p>2 診療開始→転送(※3)</p>	<p>専門医療機関間での転送</p>	
		<p>搬送機関</p> <p>医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。</p>	<p>医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。</p>	<p>(独)放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。</p>	
		<p>(※1) 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p> <p>(※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>(※3) 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関等への転送を言う。</p>			
		<p>(5) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p>			
		<p>(6) 県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の予防服用について指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の予防服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。</p>			
		<p>(7) 県は、自ら必要と認める場合又は関係市等から被ばく者の放</p>			

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

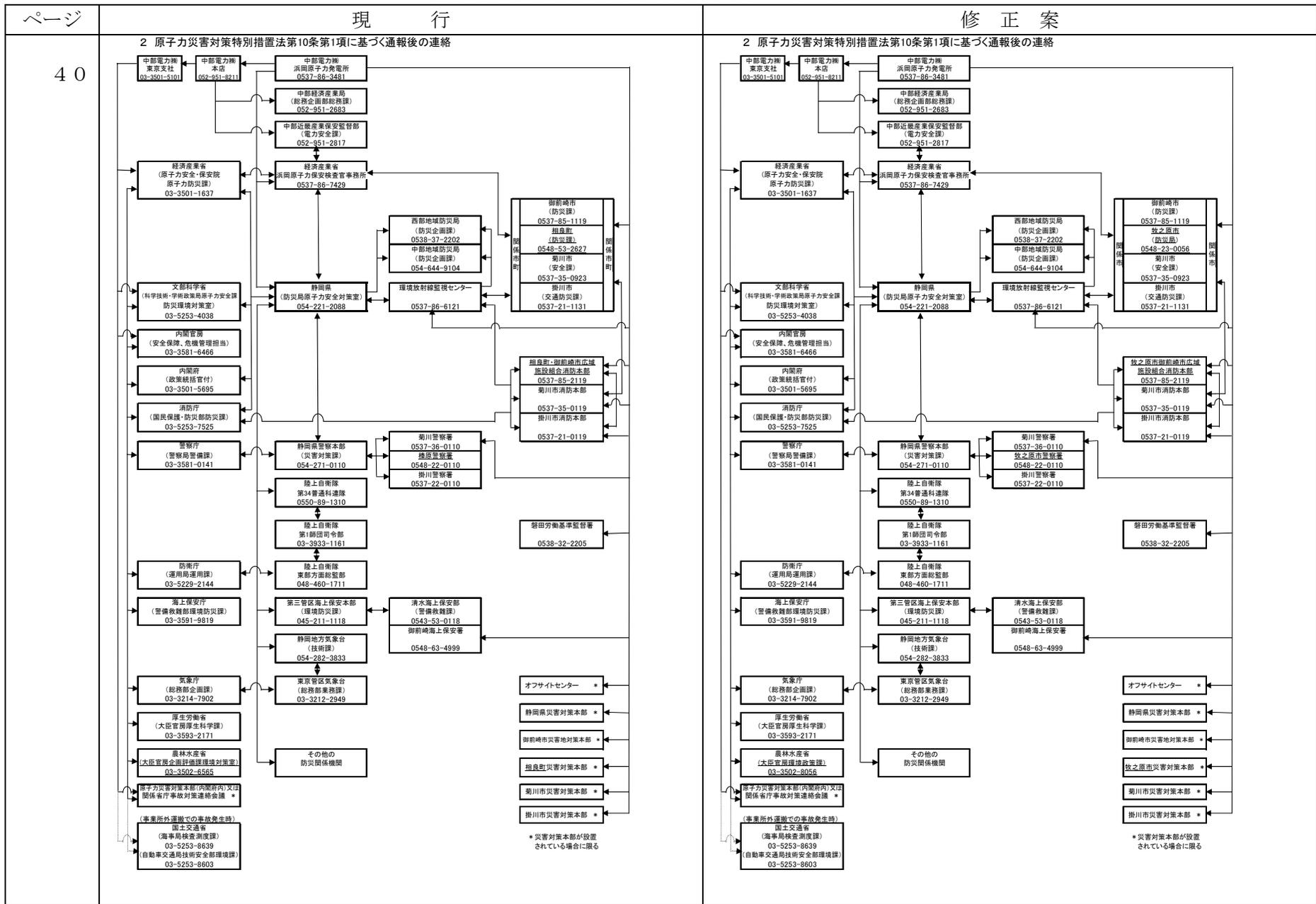
ページ	現 行	修 正 案
	<p>消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>	<p>射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>

ページ	現 行	修 正 案
33	<p data-bbox="338 240 622 272">第4章 東海地震対策</p> <p data-bbox="338 352 831 384">第2節 注意情報発表時等における対策</p> <p data-bbox="338 392 1171 528">2 警戒宣言発令時には、原子力発電所は地震防災強化計画に基づき原子力災害の発生防止対策を速やかに実施し、その実施結果を別図（3-2-1）に従い別表（4-2-1）により報告するものとする。</p> <p data-bbox="338 568 663 600">第3節 地震災害応急対策</p> <p data-bbox="338 608 1171 743">1 原子力発電所は、東海地震発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別図（3-2-1）に従い別表（4-3-1）により報告するものとする。</p>	<p data-bbox="1193 240 1478 272">第4章 東海地震対策</p> <p data-bbox="1193 352 1686 384">第2節 注意情報発表時等における対策</p> <p data-bbox="1193 392 2027 488">2 警戒宣言発令時には、原子力発電所は地震防災強化計画に基づき原子力災害の発生防止対策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとする。</p> <p data-bbox="1193 568 1518 600">第3節 地震災害応急対策</p> <p data-bbox="1193 608 2027 703">1 原子力発電所は、東海地震発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案
39	<p>別図(3-2-1) 防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)</p>	<p>別図(3-2-1) 防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)</p>

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表



ページ	現 行	修 正 案																																																																																	
4 1	<p>別表（3-8-1） 第1群対応緊急医療機関</p> <p>(1) 病 院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>榛原郡榛原町細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>掛川市立総合病院</td> <td>掛川市杉谷 721</td> <td>0537-22-6211</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	榛原郡榛原町細江 2887-1	0548-22-1131	掛川市立総合病院	掛川市杉谷 721	0537-22-6211	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	<p>別表（3-8-1） 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市高林 1-5-30</td> <td>053-472-1151</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市高林 1-5-30	053-472-1151																																							
病 院 名	所 在 地	電 話																																																																																	
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																																																	
榛原総合病院	榛原郡榛原町細江 2887-1	0548-22-1131																																																																																	
掛川市立総合病院	掛川市杉谷 721	0537-22-6211																																																																																	
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																																																	
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																																																	
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																																																	
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																																																	
病 院 名	所 在 地	電 話																																																																																	
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																																																	
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																																																	
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																																																	
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																																																																	
浜松赤十字病院	浜松市高林 1-5-30	053-472-1151																																																																																	
4 1	<p>(2) 診 療 所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診 療 所 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂田医院</td> <td>御前崎市池新田 2936-3</td> <td>0548-63-3535</td> </tr> <tr> <td>座光寺医院</td> <td>御前崎市白羽 5243-3</td> <td>0548-63-3206</td> </tr> <tr> <td>永尾内科・循環器科医院</td> <td>御前崎市御前崎 54-9</td> <td>0548-63-6611</td> </tr> <tr> <td>笠南医療センター</td> <td>御前崎市池新田 2970-1</td> <td>0537-86-2401</td> </tr> <tr> <td>東海診療所</td> <td>御前崎市池新田 4090-1</td> <td>0537-86-2190</td> </tr> <tr> <td>阿部医院</td> <td>御前崎市池新田 3543</td> <td>0537-86-7001</td> </tr> <tr> <td>阿部クリニック</td> <td>御前崎市池新田 3543</td> <td>0537-86-7002</td> </tr> <tr> <td>くわはた整形外科</td> <td>御前崎市池新田 459-1</td> <td>0537-86-7100</td> </tr> <tr> <td>小野澤医院</td> <td>御前崎市佐倉 1238</td> <td>0537-86-8070</td> </tr> <tr> <td>吉弘医院</td> <td>御前崎市池新田 3230</td> <td>0537-86-2022</td> </tr> <tr> <td>丸尾内科医院</td> <td>御前崎市池新田 3171-1</td> <td>0537-85-3788</td> </tr> <tr> <td>外科胃腸科奥村医院</td> <td>御前崎市塩原新田 596-1</td> <td>0537-86-3855</td> </tr> <tr> <td>渥美医院</td> <td>相良町波津 1-41-1</td> <td>0548-52-0583</td> </tr> <tr> <td>内田医院</td> <td>相良町新庄 30-1</td> <td>0548-58-0100</td> </tr> <tr> <td>小田医院</td> <td>相良町相良 165</td> <td>0548-52-0426</td> </tr> <tr> <td>廣瀬医院</td> <td>相良町相良 174-1</td> <td>0548-52-0006</td> </tr> <tr> <td>藤原整形外科</td> <td>相良町地頭方 220-1</td> <td>0548-58-0431</td> </tr> <tr> <td>酒井内科医院</td> <td>相良町地頭方 1-153-2</td> <td>0548-55-1100</td> </tr> <tr> <td>田形内科医院</td> <td>相良町片浜 1084-2</td> <td>0548-52-5320</td> </tr> <tr> <td>堀口外科医院</td> <td>相良町大沢 617-1</td> <td>0548-52-5858</td> </tr> <tr> <td>渡辺内科医院</td> <td>相良町大沢 329-1</td> <td>0548-52-5232</td> </tr> </tbody> </table>	診 療 所 名	所 在 地	電 話	坂田医院	御前崎市池新田 2936-3	0548-63-3535	座光寺医院	御前崎市白羽 5243-3	0548-63-3206	永尾内科・循環器科医院	御前崎市御前崎 54-9	0548-63-6611	笠南医療センター	御前崎市池新田 2970-1	0537-86-2401	東海診療所	御前崎市池新田 4090-1	0537-86-2190	阿部医院	御前崎市池新田 3543	0537-86-7001	阿部クリニック	御前崎市池新田 3543	0537-86-7002	くわはた整形外科	御前崎市池新田 459-1	0537-86-7100	小野澤医院	御前崎市佐倉 1238	0537-86-8070	吉弘医院	御前崎市池新田 3230	0537-86-2022	丸尾内科医院	御前崎市池新田 3171-1	0537-85-3788	外科胃腸科奥村医院	御前崎市塩原新田 596-1	0537-86-3855	渥美医院	相良町波津 1-41-1	0548-52-0583	内田医院	相良町新庄 30-1	0548-58-0100	小田医院	相良町相良 165	0548-52-0426	廣瀬医院	相良町相良 174-1	0548-52-0006	藤原整形外科	相良町地頭方 220-1	0548-58-0431	酒井内科医院	相良町地頭方 1-153-2	0548-55-1100	田形内科医院	相良町片浜 1084-2	0548-52-5320	堀口外科医院	相良町大沢 617-1	0548-52-5858	渡辺内科医院	相良町大沢 329-1	0548-52-5232	<p>別表（3-8-2） 初期被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>掛川市立総合病院</td> <td>掛川市杉谷 721</td> <td>0537-22-6211</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	掛川市立総合病院	掛川市杉谷 721	0537-22-6211	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135
診 療 所 名	所 在 地	電 話																																																																																	
坂田医院	御前崎市池新田 2936-3	0548-63-3535																																																																																	
座光寺医院	御前崎市白羽 5243-3	0548-63-3206																																																																																	
永尾内科・循環器科医院	御前崎市御前崎 54-9	0548-63-6611																																																																																	
笠南医療センター	御前崎市池新田 2970-1	0537-86-2401																																																																																	
東海診療所	御前崎市池新田 4090-1	0537-86-2190																																																																																	
阿部医院	御前崎市池新田 3543	0537-86-7001																																																																																	
阿部クリニック	御前崎市池新田 3543	0537-86-7002																																																																																	
くわはた整形外科	御前崎市池新田 459-1	0537-86-7100																																																																																	
小野澤医院	御前崎市佐倉 1238	0537-86-8070																																																																																	
吉弘医院	御前崎市池新田 3230	0537-86-2022																																																																																	
丸尾内科医院	御前崎市池新田 3171-1	0537-85-3788																																																																																	
外科胃腸科奥村医院	御前崎市塩原新田 596-1	0537-86-3855																																																																																	
渥美医院	相良町波津 1-41-1	0548-52-0583																																																																																	
内田医院	相良町新庄 30-1	0548-58-0100																																																																																	
小田医院	相良町相良 165	0548-52-0426																																																																																	
廣瀬医院	相良町相良 174-1	0548-52-0006																																																																																	
藤原整形外科	相良町地頭方 220-1	0548-58-0431																																																																																	
酒井内科医院	相良町地頭方 1-153-2	0548-55-1100																																																																																	
田形内科医院	相良町片浜 1084-2	0548-52-5320																																																																																	
堀口外科医院	相良町大沢 617-1	0548-52-5858																																																																																	
渡辺内科医院	相良町大沢 329-1	0548-52-5232																																																																																	
病 院 名	所 在 地	電 話																																																																																	
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																																																	
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131																																																																																	
掛川市立総合病院	掛川市杉谷 721	0537-22-6211																																																																																	
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																																																	

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	現 行	修 正 案																											
	<table border="1"> <tr><td>篠原医院</td><td>菊川市下平川 1508</td><td>0537-73-2059</td></tr> <tr><td>ケイクリニック</td><td>菊川市赤土 1355</td><td>0537-73-6003</td></tr> <tr><td>小笠診療所</td><td>菊川市赤土 1136</td><td>0537-73-2267</td></tr> <tr><td>溝口医院</td><td>掛川市中方 659</td><td>0537-74-2003</td></tr> <tr><td>鷺山医院</td><td>掛川市上土方嶺向 651</td><td>0537-74-2010</td></tr> <tr><td>大貫診療所</td><td>掛川市大坂 1010</td><td>0537-72-2519</td></tr> <tr><td>菅沼医院</td><td>掛川市大坂 1426-2</td><td>0537-72-2506</td></tr> <tr><td>笠原医院</td><td>掛川市千浜 5981-3</td><td>0537-72-2032</td></tr> <tr><td>木下クリニック</td><td>掛川市中 631</td><td>0537-74-4970</td></tr> </table>	篠原医院	菊川市下平川 1508	0537-73-2059	ケイクリニック	菊川市赤土 1355	0537-73-6003	小笠診療所	菊川市赤土 1136	0537-73-2267	溝口医院	掛川市中方 659	0537-74-2003	鷺山医院	掛川市上土方嶺向 651	0537-74-2010	大貫診療所	掛川市大坂 1010	0537-72-2519	菅沼医院	掛川市大坂 1426-2	0537-72-2506	笠原医院	掛川市千浜 5981-3	0537-72-2032	木下クリニック	掛川市中 631	0537-74-4970	
篠原医院	菊川市下平川 1508	0537-73-2059																											
ケイクリニック	菊川市赤土 1355	0537-73-6003																											
小笠診療所	菊川市赤土 1136	0537-73-2267																											
溝口医院	掛川市中方 659	0537-74-2003																											
鷺山医院	掛川市上土方嶺向 651	0537-74-2010																											
大貫診療所	掛川市大坂 1010	0537-72-2519																											
菅沼医院	掛川市大坂 1426-2	0537-72-2506																											
笠原医院	掛川市千浜 5981-3	0537-72-2032																											
木下クリニック	掛川市中 631	0537-74-4970																											
4 2	<p>(3) 保 健 所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 健 所 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部保健所榛原分庁舎</td> <td>榛原郡榛原町静波 2128-1</td> <td>0548-22-1151</td> </tr> <tr> <td>西部保健所掛川支所</td> <td>掛川市金城 93</td> <td>0537-22-3261</td> </tr> </tbody> </table>	保 健 所 名	所 在 地	電 話	中部保健所榛原分庁舎	榛原郡榛原町静波 2128-1	0548-22-1151	西部保健所掛川支所	掛川市金城 93	0537-22-3261																			
保 健 所 名	所 在 地	電 話																											
中部保健所榛原分庁舎	榛原郡榛原町静波 2128-1	0548-22-1151																											
西部保健所掛川支所	掛川市金城 93	0537-22-3261																											
4 2	<p>(4) 日本赤十字社静岡県支部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市高林 1-5-30</td> <td>053-472-1151</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市高林 1-5-30	053-472-1151																			
病 院 名	所 在 地	電 話																											
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																											
浜松赤十字病院	浜松市高林 1-5-30	053-472-1151																											
4 2	<p>別表 (3-8-2)</p> <p>第2群対応緊急医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部附属病院</td> <td>浜松市半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市半田山 1-20-1	053-435-2111	<p>別表 (3-8-3)</p> <p>二次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部附属病院</td> <td>浜松市半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市半田山 1-20-1	053-435-2111									
病 院 名	所 在 地	電 話																											
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																											
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市半田山 1-20-1	053-435-2111																											
病 院 名	所 在 地	電 話																											
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																											
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市半田山 1-20-1	053-435-2111																											
4 2	<p>別表 (3-8-3)</p> <p>第3群対応緊急医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>053-206-3189 (夜間・祝祭日) 090-8891-5844 (明石)</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	053-206-3189 (夜間・祝祭日) 090-8891-5844 (明石)	<p>別表 (3-8-4)</p> <p>三次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008 (守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8891-5844 (明石)</td> </tr> </tbody> </table>	病 院 名	所 在 地	電 話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008 (守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8891-5844 (明石)															
病 院 名	所 在 地	電 話																											
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	053-206-3189 (夜間・祝祭日) 090-8891-5844 (明石)																											
病 院 名	所 在 地	電 話																											
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008 (守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8891-5844 (明石)																											